



<資料>戦後大阪の中小企業金融：
大阪市・大阪府の行なったその対策

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 定義 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002120

戦後大阪の中小企業金融

—大阪市・大阪府の行なったその対策—

藤井 定義

中小企業金融
と其の特殊性

中小企業金融が金融の中で、中小企業金融として区分され、意識され、また政策として取り上げられる理由は、中小企業が特異な存在形態をとり、特殊な経営構造をもつからである。それはまた中小企業の、社会経済全体に占める地位がいかに高いかを物語っている。

一般に中小企業の特殊性には、たとえば(1)事業体として不安定なものが多い、(2)経理・市場分析技術のすべてがおくれている、(3)小口で長期の資金需要が多い、(4)適格な担保の持合せが少ない、(5)戦後問屋金融が消滅し、親企業の下請代金支払いが悪いことなどがあげられ、それらが中小企業を金融難に追い込む要因となっている。

そこでこれらの要因を取り除くため、中小企業対策の一環として、

第1表全国及び大阪府下の全貸出残高と中小企業向け貸出残高（単位100万円）

年月	全 国			大 阪 府 下			C	D
	全貸出(A)	中小企業 向け貸出(B)	$\frac{B}{A}$	全貸出(C)	中小企業 向け貸出(D)	$\frac{D}{C}$	A	B
30.3	4,085,981	1,667,005	40.8%	602,113	197,103	32.7%	14.7%	11.8%
31.3	4,649,392	1,990,423	42.8	665,382	242,896	36.5	14.3	12.2
32.3	5,915,906	2,547,497	43.1	924,892	326,232	35.3	15.6	12.8
33.3	7,073,503	2,837,877	40.1	1,132,203	347,810	30.7	16.0	12.3
34.3	8,296,905	3,400,014	41.0	1,312,660	425,479	32.3	15.8	12.5
35.3	9,970,093	4,205,150	42.2	1,529,604	506,246	33.1	15.3	12.0
36.3	12,199,297	5,137,498	42.1	1,869,222	612,441	32.8	15.3	11.9

(備考) 大阪市経済局金融課「中小企業金融関係統計」。

第2表 金融機関の中小

年月	全国銀行				全国銀行信託勘定				日本開発銀行			
	貸出残高	指数	中小企業向 全貸出	比率	貸出残高	指数	中小企業向 全貸出	比率	貸出残高	指数	中小企業向 全貸出	比率
			%	%			%	%	%		%	%
30.3	981,780	100	24.0	58.9	13,537	100	0.3	0.7	—			
31.3	1,173,076	119	25.2	58.7	25,565	188	0.5	1.7	—			
32.3	1,535,436	156	26.0	60.3	39,077	289	0.7	1.5	—			
33.3	1,603,918	163	22.7	56.5	38,053	281	0.5	1.3	33,633	100	0.9	0.1
34.3	1,908,491	194	23.0	56.1	40,685	301	0.5	1.1	12,914	80	0.6	0.2
35.3	2,251,864	229	22.6	53.6	47,151	348	0.5	1.1	12,944	81	0.7	0.1
36.3	2,661,207	272	21.8	52.0	57,987	428	0.5	1.1	13,731	103	0.7	0.1

- (備考) 1. 一線は資料不詳。
 2. 政府関係中小金融機関は商工中金, 中小企業金融公庫, 国民金融公庫
 3. 政府関係中小金融機関のうち国民金融公庫は普通貸付のみである。
 4. 民間・政府関係中小金融機関を除き, 中小企業向け貸出残高は資本金
 大阪市経済局金融課「中小企業金融関係統計」

中小企業金融が問題になってくる。したがって中小企業金融とは、どちらかといえば、本来金融のもつ基本要件よりも、上述の特殊性からして、市中金融機関が、中小企業に融資を躊躇することからくる金融難緩和の対策として、中小企業に対する資金供給体制の整備と供給資金量の確保、そしてまたかれらに対する金融を、市中金融機関の商業採算ベースに乗りやすくするための、信用補完制度の強化充実ということになるのである。

以下戦後15年間の大阪市・大阪府の行なった中小企業金融対策を跡づけることにするが、その前に中小企業金融対策全般の推移を簡単にみることにしたい。

一一三

中小企業金融の地位 金融情勢は、政府・日銀の金融政策によって大きく変動するし、金融政策はその国の景気・財政・経済政策によって左右される。経済の動きにつれて、金融も刻々と変貌することはもちろんである。ここに金融の動きにつれて、中小企業金融

企業向け貸出残高

(単位100万円)

民間中小金融機関				政府関係中小金融機関				合 計			
貸出残高	指数	中小 企業 全貸出 比率		貸出 残高	指数	中小 企業 全貸出 比率		貸出残高	指数	中小 企業 全貸出 比率	
		%	%			%	%			%	%
544,454	100	13.3	32.7	127,234	100	3.1	7.6	1,667,005	100	40.8	100
638,012	117	13.7	31.9	153,770	121	3.3	7.7	1,990,423	119	42.8	100
783,515	144	13.2	30.8	189,469	149	3.2	7.4	2,547,497	153	43.1	100
954,990	175	13.5	33.7	237,283	186	3.4	8.4	2,837,877	170	40.1	100
1,158,120	212	14.0	34.1	289,804	228	3.5	8.5	3,400,014	204	41.0	100
1,542,550	283	15.5	36.6	360,641	283	3.6	8.6	4,205,150	252	42.2	100
1,984,575	360	16.3	38.6	419,998	330	3.4	8.2	5,137,498	308	42.1	100

庫である。

1,000万円以下の中小企業への貸出残高である。

の地位がどのように変化したかを、32年3月から36年3月（いわゆる神武景気から岩戸景気の間）に至る期間の全国及び大阪府下について検討しよう。

全国地区

中小企業向け貸出は、金融事情の動きにつれて変わることはもちろんであるが、29年度から35年度にかけて、大体全貸出中の41%前後の位置を占めていた。また金融機関別にみると、全国銀行が最高60%、最底52%の比重を占め、ついで民間中小金融機関が最高39%、最底31%でそれにつき、政府関係の中小金融機関が7ないし8%となっている。

特に目につくことは、全国銀行の比重が32年から33年にかけて約4%も軽くなっていることである。これは32年5月、日銀の公定歩合が2厘引上げられ、2銭3厘になったのを契機とする金融引締の結果で、それ以来低下傾向をとるに至った。それに対して民間中小金融機関は順調に伸長し、また政府関係金融機関も微増ながらも上昇をつづけて

第3表 全国銀行の中小企

年 月	都 市 銀 行			地 方 銀 行			信 託
	貸出残高	指数	比率	貸出残高	指数	比率	貸出残高
30. 3	448, 121	100	26. 9 [%]	463, 144	100	27. 8 [%]	12, 985
31. 3	604, 384	135	30. 4	541, 071	117	27. 2	15, 800
32. 3	795, 726	178	31. 2	700, 301	151	27. 5	21, 615
33. 3	790, 721	176	27. 9	769, 883	166	27. 1	23, 020
34. 3	958, 808	214	28. 2	892, 813	193	26. 3	28, 198
35. 3	1, 113, 576	248	26. 5	1, 059, 120	229	25. 2	34, 667
36. 3	1, 291, 556	288	24. 9	1, 275, 695	275	24. 8	42, 623

おり、これらが全体的な中小企業向け貸出割合の支えとなっているといふことができる（第1，2表参照）。

さらに全国銀行の内訳をみると、その中で都市銀行の占める地位は30%台に近く、30年3月末を除いては首位を占めており、中小企業金融動向の主導権は都市銀行にあるといわれているが、都市銀行自身はあまり中小企業向け融資を歓迎していないようである。というのは32年5月以降の金融引締にもかかわらず、都市銀行の32年9月末大企業向け貸出残高2兆0,798億円は、32年3月末の1兆8,013億円に比し、約15%増勢しているのに対し、中小企業向け貸出残高は9月末7,783億円、3月末は7,957億円で約2.2%減少しているからである。これは金融引締が都市銀行の資金繰り（第3・4・5表参照）に強く反映し、そのしわ寄せが中小企業に向けられたとみるべきであろう。

中小企業金融に重要な地位を占めている都市銀行の融資態度がこのようであったから、都市銀行に依存している中小企業にとっては、金融引締による影響が金詰りを深化したことは明らかであるが、一面民間の中小金融機関や政府関係の機関の貸出が、都市銀行と逆の現象を示したので、中小企業向け貸出総額は増加し、金融難の激化を緩和させるに役立ったのである。

その後景気の回復にもかかわらず、都市銀行の中小企業金融に占め

業向け貸出残高

(単位100万円)

銀行		長期信用銀行			合計		
指数	比率	貸出残高	指数	比率	貸出残高	指数	比率
100	0.7%	57,529	100	3.5%	981,780	100	58.9%
122	0.7	11,821	21	0.5	1,173,076	119	58.7
166	0.8	17,792	31	0.7	1,535,436	156	60.3
177	0.8	20,293	35	0.7	1,603,918	163	56.5
217	0.8	28,671	50	0.8	1,908,491	194	56.1
267	0.8	44,500	77	1.1	2,251,864	229	53.6
328	0.8	61,333	107	1.2	2,671,207	272	52.0

第4表 民間中小金融機関の中小企業向け貸出残高 (単位100万円)

年月	相互銀行			信用金庫			信用組合			合計		
	貸出残高	指数	比率	貸出残高	指数	比率	貸出残高	指数	比率	貸出残高	指数	比率
30.3	331,620	100	19.9%	186,613	100	11.2%	26,221	100	1.6%	544,454	100	32.7%
31.3	374,653	113	18.8%	222,147	119	11.2%	41,212	157	2.1%	638,012	117	31.9%
32.3	440,407	133	17.3%	285,579	153	11.2%	57,529	219	2.3%	783,515	144	30.8%
33.3	528,258	159	18.6%	353,879	190	12.5%	72,853	278	2.6%	954,990	175	33.7%
34.3	635,971	192	18.7%	430,932	226	12.7%	91,217	348	2.7%	1,158,120	213	34.1%
35.3	797,417	240	19.0%	622,236	333	14.8%	122,897	469	2.9%	1,542,550	283	36.6%
36.3	1,011,991	305	19.7%	803,340	430	15.6%	169,244	645	3.3%	1,984,575	365	38.6%

第5表 政府関係金融機関の中小企業向け貸出残高 (単位100万円)

年月	商工中金			中小公庫			国民公庫			合計		
	貸出残高	指数	比率	貸出残高	指数	比率	貸出残高	指数	比率	貸出残高	指数	比率
30.3	53,576	100	3.2%	36,164	100	2.2%	37,494	100	2.2%	127,234	100	7.6%
31.3	60,054	112	3.0%	48,852	135	2.5%	44,864	120	2.2%	153,770	121	7.7%
32.3	73,560	137	2.9%	62,071	172	2.4%	53,838	144	2.1%	189,469	149	7.4%
33.3	85,470	159	3.0%	87,126	241	3.1%	64,687	173	2.3%	237,283	186	8.4%
34.3	104,488	195	3.1%	109,703	303	3.2%	75,613	202	2.2%	289,804	228	8.5%
35.3	139,568	261	3.3%	131,575	364	3.1%	89,498	239	2.1%	360,641	283	8.6%
36.3	170,555	318	3.3%	149,140	412	2.9%	100,303	268	2.0%	419,998	330	8.2%

(備考) 第3・4・5表大阪市経済局金融課「中小企業金融関係統計」。

第6表 大阪府下の金融機関別中小企業向け貸出残高

年月	全国銀行				民間中小金融機関				政府関係中小金融機関			
	貸出	指数	大阪 全国	比率	貸出	指数	大阪 全国	比率	貸出	指数	大阪 全国	比率
			%	%			%	%			%	%
30.3	137,867	100	14.0	69.9	48,361	100	8.9	24.5	10,875	100	8.5	5.6
31.3	169,467	122	14.4	69.8	59,078	122	9.3	24.3	14,351	132	9.3	5.9
32.3	230,784	167	15.0	70.7	76,887	159	9.8	23.6	18,561	171	9.8	5.7
33.3	230,011	167	14.3	66.1	93,721	194	9.8	27.0	24,078	221	10.1	6.9
34.3	281,484	204	14.7	66.2	114,596	237	9.9	26.9	29,399	270	10.1	6.9
35.3	322,811	234	14.3	63.8	147,277	305	9.5	29.1	36,158	332	10.1	7.1
36.3	374,156	271	14.0	61.1	197,100	408	9.9	32.2	41,185	379	9.8	6.7

第7表 大阪府下民間中小企業金融機関の中小企業向け貸出残高

年月	相互銀行				信用金庫				信用組合			
	貸出	指数	大阪 全国	比率	貸出	指数	大阪 全国	比率	貸出	指数	大阪 全国	比率
			%	%			%	%			%	%
30.3	27,749	100	8.4	14.1	13,929	100	7.5	7.1	6,683	100	2.5	3.4
31.3	32,996	119	8.8	13.6	16,741	120	7.5	6.9	9,341	140	2.3	3.8
32.3	42,959	155	9.8	13.2	21,421	154	7.5	6.6	12,507	187	2.2	3.8
33.3	53,118	191	10.1	15.3	27,036	194	7.6	7.8	13,567	203	1.9	3.9
34.3	64,516	232	10.1	15.2	33,738	242	7.8	7.9	16,342	245	1.8	3.8
35.3	82,660	298	10.4	16.3	44,391	319	7.1	8.8	20,226	303	1.6	4.0
36.3	111,041	400	11.0	18.1	58,472	420	7.3	9.5	27,587	413	1.6	4.5

第8表 大阪府下区政府関係中小企業金融機関の中小企業向け貸出残高

年月	商工中金				中小公庫				国民公庫			
	貸出	指数	大阪 全国	比率	貸出	指数	大阪 全国	比率	貸出	指数	大阪 全国	比率
			%	%			%	%			%	%
30.3	6,020	100	11.2	3.1	3,157	100	8.7	1.6	1,698	100	4.5	0.9
31.3	6,735	112	11.2	2.8	5,393	171	11.0	2.2	2,223	131	5.0	0.9
32.3	8,525	142	13.7	2.6	7,366	233	11.9	2.3	2,670	157	5.0	0.9
33.3	9,914	165	11.4	2.9	10,091	320	11.6	2.9	4,073	240	6.3	1.2
34.3	11,406	189	10.9	2.7	12,777	405	11.6	3.0	5,216	307	6.9	1.2
35.3	15,091	251	10.8	3.0	14,142	448	10.7	2.8	6,925	408	7.7	1.4
36.3	17,928	298	10.5	2.9	15,071	477	10.1	2.5	8,186	482	8.2	1.4

(備考) 第6・7・8表大阪市経済局金融課「中小企業金融関係統計」。

(単位100万円)

合 計			
貸 出	指数	大阪 全国	比率
		%	%
197, 103	100	11. 9	100
242, 896	123	12. 4	100
326, 232	166	13. 9	100
347, 810	176	12. 4	100
425, 479	216	12. 7	100
506, 246	257	12. 2	100
612, 441	311	12. 1	100

(単位100万円)

合 計			
貸 出	指数	大阪 全国	比率
		%	%
48, 361	100	8. 9	24. 5
59, 078	122	9. 3	24. 3
76, 887	159	9. 8	23. 6
93, 721	194	9. 8	27. 0
114, 596	237	9. 9	26. 9
147, 277	305	9. 5	29. 1
197, 100	408	9. 9	32. 2

(単位100万円)

合 計			
貸 出	指数	大阪 全国	比率
		%	%
10, 875	100	8. 5	5. 5
14, 351	132	9. 3	5. 9
18, 561	171	9. 8	5. 8
24, 078	221	10. 1	7. 0
29, 399	270	10. 1	6. 9
36, 158	332	10. 0	7. 2
41, 185	379	9. 8	6. 8

る地位は上昇せず、32年3月の31.2%を頂点として以降毎年減少し、35年度末には24.9%に減じた。このような貸出の減少傾向の理由としては、経済規模の拡大による大企業の資金需要、特に設備投資がきわめて盛んに行なわれたことなどがあげられるが、これは後にわが国経済の高度成長の原動力となったのである。

大阪府下

大阪府下における全貸出中に占める中小企業向け貸出率は最高36.5%、最底30.1%であるから、全国中に占める割合よりかなり低く、従って大阪府下の中小企業に向かう資金は、全国のそれよりも割合が少ないことになる。

(第1表参照) また大阪府下における全貸出残高は、全国地区のその15%台を占めているのに対し、同様に中小企業向け貸出残高ではやや低い12%程度になっている。

次に中小企業向け貸出残高を金融機関別にみると、全国銀行の地位は圧倒的に高く、ことに31年度末には71%にもなっている。それについて民間中小機関がこれにつき25%前後、政府関係機関が5、6%と低くなっている。なお全国銀行の割合が下降傾向をとるのに対し、対照的な動きを示しているのが後の2機関で、引続き増勢傾向を示しているが、これは全国と同じ傾向である(第6表参照)。

中小企業金融における大阪府下の特色は、

全国銀行の役割が全国地区よりも大きいことである。これは大阪府下の中小企業の金融活動が激しく、資金を全国銀行に多く望んでおり、また深く依存していたことの現われである。ところがこのように依存しているということは、金融情勢が逼迫した場合、特に金融引締が強行された際に受ける影響は、依存度の浅い場合よりも深刻である。

したがって、大阪府下の中小企業金融の引締による衝撃は全国よりも鋭く、金融難は異常なものとなる。全国地区で32年9月末全国銀行の中小企業向け貸出残高2285億円は、32年3月2308億円に比して増加しているのに、同時期の大阪府下は逆に減少するという対照的な現象を示したことから、金融難の深刻をうかがうことができる。ただ同期間中には大阪府下の中小金融機関の貸出伸長率が全国より大きかったため、中小企業向け貸出総残高は82億円増加した(第7・8表参照)。

I 中小企業金融対策の推移

**中小企業金融
対策の出発点** 戦後中小企業金融対策の出発点といえば、金融の安定化を旨とする経済9原則に基づく金融引締め方式が、経済力の弱い部分一とくに中小企業一に対する打撃がはなはだしく、これに対する何らかの特別措置が必要となり、政府は23年8月に中小企業金融対策要綱を決定したときからである。

これより以前の終戦直後の混乱期は、大企業に比べて中小企業は、ヤミ経済と結びつき「金より物」という状態を呈していたので、1年あまりは問題にもならず、経済が正常化し始めると、金融難が問題となり、その対策が講じられるようになったのである。しかしこの間にも政府は、22年2月中小企業振興対策を決定し、「国家経済の再建と国民生活の安定とは、中小企業に依存する所大なるに鑑み、中小企業の確実な振興を図るため」に強力かつ迅速に施策を講ずることになり、中小企業金融の重要性及び特殊性から、商工組合中央金庫を強化することになった。その後中小企業対策は、同年11月に発表された中小企業対策要綱へと発展し、これにより翌23年8月1日には中小企業庁が

開設され、政府の中小企業対策は本格化してきたのである。

中小企業金融対策要綱 前述のように23年8月に決定された中小企業金融対策要綱の要旨は次のとおりであった。

- (1) 中小企業の組織化、自己資本の充実を計り、金融を受けることのできる態勢をつくらせる。
- (2) 信用保証制度の活用など信用力・担保力を強化する。
- (3) 融資準則の運用上適切な考慮を払い、日銀の資金操作に適実を期し、一般市中銀行の中小企業への融資を促進する。
- (4) 復興金融金庫代理貸および補償融資制度を活用する。

これに基づき、23年9月復興金融金庫中小融資方法を決定し、復興金融金庫中小企業融資資金を、第1・4半期10億円とし、5億5000万円を代理貸、4億5000万円を損失補償融資として、9月末から次のような方針および手続要旨のもとに実施した。

- (1) 中小企業とは払込資本金200万円以下の会社・個人とする。
- (2) 借入限度は代理貸・補償貸とも一件300万円以下とし、双方で400万円以下とする。
- (3) 融資の対策は、貸出順位表の甲種ならびに乙種の緊要度の高いものとし、輸出産業およびその関連産業とするが、これらに該当しないもので緊要と認めるときは、地方融資懇談会の承認を経て融資する。
- (4) 返済期限は、代理貸付は最長3年、補償貸付は原則として1年以内とする。
- (5) 融資申込は、代理貸付は代理店(興銀・勸銀・北拓・商工中金)、補償貸付はそれぞれの融資銀行(全市中銀行・信託・農中・商工中金)とする。
- (6) 回収に当たっては3カ年後、1カ年の猶予期間をみるが、それでも回収できないときは3割まで復金が補償し、7割は代理金融機関が肩がわりする。

しかし代理貸付は、代理店にまず貸付資金があったのに対して、損

失補償融資は、貸付による損失があった場合にのみ、あとからその30%が補償されるに過ぎないため、資金難の市中銀行は貸出をしぶり、例えば第2・4半期はその計画の13%しか利用されなかった。そこで23年12月第3・4半期中小金融資金対策では、総額は前期同様10億円であったが、損失補償の枠を3億円減じ、1億5000万円としたので、代理貸は8億5000万円となった。しかし半年後の24年3月末をもって、復金の新規融資が停止になり、この対策はわずかの期間で終わり、十分な効果をあげることができなかつたようである。

(1) 中小企業金融関係別枠融資制度（日銀の別枠融資）
日銀の諸施策

この制度は24年6月から、興銀・勧銀・商工中金を通じて、一定額の枠内で中小企業向け貸出を行なった場合、日銀から別枠融資（累計314億円）が行なわれた。最初4億円をもって出発したが、9月には20億円、12月には33億円、25年3月からは北海道拓殖銀行にもこの制度が設けられ、30年7月には別枠額は商工中金17億円、興銀17億5000万円、勧銀4億5000万円、北拓4億円、合計43億円となった。対象とする中小企業の範囲は、資本金300万円以下、従業員200人以内で、貸出の範囲は300万円であったが、その後資本金500万円以下、最高貸出額は500万円に変更された。なお金融の正常化に伴い、30年8月にこの制度は廃止された。

(2) 国債買入

24年7月市街地信用組合から約10億円、無尽会社から約5億円の国債を買い入れ、その代金を中小企業者のための融資に振りむけた。

政府関係資金の預託 政府関係資金の預託とは、日銀におかれた政府預金のうちの一般部当座預金を資金源とし、この預金の

なかから指定された預託先に、指定された条件に従って、市中預託を行なう制度で、これを市中金融機関に使用させることによって、中小企業金融の金繰りを緩和するものであった。

(1) 預金部資金の預託

24年12月金融難緩和のため、預金部資金 100 億円が市中金融機関および商工中金に預託された。その後預託先として、無尽会社や、市街地信用組合も追加された。

(2) 復興金融金庫回収余裕金の預託

復興金融金庫の回収余裕金を25年2月から6月にかけて、市中金融機関および商工中金に対し、8282億円が預託された。

(3) 国庫余裕金の預託

この関係の総合残高は、28年7月末において676億円のピークに達したが、その後経済健全政策に即応して新規預託は行なわれず、漸次引きあげられるに至り、さらに金融政策二元化の恐れや、法令上の疑義などが問題となり、35年5月商工中金からの引上げを最後にこの預託は終了した。

見返資金 貸付制度	見返資金からの中小企業に対する直接融資は、25年1月から4半期ごとに3億円の範囲で行なわれた。
--------------	---

その要旨は次のとおりである。

- (1) 融資対象 輸出の振興等、わが国経済の再建に寄与するところの大なる事業を営む中小企業であって、原則として払込資本金300万円以下、従業員200名以内の会社またはこれと同程度の組合とする。
- (2) 融資条件 (a)金額 1件の貸付金額は300万円以内とし、そのうち5割は見返資金により、残額は取扱銀行の自己資金により融資する。
 - (b)利率 見返資金による分については7分5厘、取扱銀行の自己資金による分については一般貸出利率による。
 - (c)使途 設備資金にして使途の明らかなるものに限る。
 - (d)償還期限 最長5年
 - (e)償還方法 元利金の償還は原則として年2回とし、予め承認された償還計画に従い、償還するものとするが、元金の償還については、取扱銀行の自己資金による融資は、見返資金による融資

に優先して償還されるものとする。

(f)担保 本融資にかかる設備資金は、必要に応じて確実な担保を徴するほか確実な保証人を要する。

本措置による融資の対象は、原則として次に掲げる業種の中小企業の設備の改良・補修・合理化資金であって、新規貸出に限る。

(i)輸出産業 (ii)生活必需物資産業 (iii)重要基礎産業の関連産業

しかし貸付事務の複雑なことと、条件の厳格なことのために利用者は少なく、26年2月から次のように融資の適用範囲を拡大することになった。

- (a) 1件の貸付金額の最高限度を300万円から500万円に引上げる。
- (b) 融資対象となる中小企業の規模を資本金500万円以下、従業員300人以内に拡大する。
- (c) 1件300万円以下のものについては、次の2方法のうちいずれかが選択できる。(i)見返資金の融資割合を50%とし、取扱金融機関に対する優先弁済を認める方法 (ii)見返資金の融資割合を70%とし、取扱金融機関に対する優先弁済を認めない方法。
- (d) 取扱金融機関として、従来の銀行、商工中金のほかに無尽会社、信用組合を加える。

政府関係金融機関の創設と整備 (1) 国民金融公庫

庶民金庫は、金融機関再建整備法による最終処理により資本金全額を、また恩給金庫も同様に資本金の9割を切捨てられることになり、この際この2金庫の業務を継承して、一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金の供給を行なうことを目的として、24年4月28日国民金融公庫法が成立し(5月2日施行)、6月1日国民金融公庫が発足した。政府の全額出資金13億円をもって開業し、零細事業者や引揚者などに対する小口貸付を担当することになった。

(2) 開銀中小事業貸付制度

日本開発銀行は、見返資金融資の大部分と、復興金融金庫の貸付債権を継承して発足した機関であるが、同行において継承するに先立って、見返資金中小企業貸付制度に代わる融資拡大として、開銀中小事業貸付制度を設け、27年9月から実施した。この概要は次のとおりである。

- (a) 融資対象 資本金または出資金1,000万円(従来は500万円以下)、従業員300人以下の企業。ただし石炭などは例外として人員の限度を設けない。
- (b) 融資限度 1件当たり1,000万円以下(従来は500万円以下)。ただし中小企業協同組合の共同施設に対する融資は2,000万円以下。
- (c) 担保 財団・不動産・動産・その他の資産(従来は不動産のみ)
- (d) 融資方式 銀行・商工中金・信託銀行などを代理店とする代理貸に重点を置く。
 - (i) 甲貸付 全額開銀資金による単独融資とし、貸付利率年1割、期限後は全額代理店の負担で回収整理する。代理店の手数料は年5%。
 - (ii) 乙貸付 全額開銀の単独融資。利率年1割であるが、期限後は元利金の7割を代理店の負担で回収整理する。代理店の手数料は年3.5%。
 - (iii) 丙貸付 開銀資金7割、代理店資金3割の協調融資とし、開銀資金による部分に対しては貸付利率7分5厘、代理店資金による部分に対しては市中金利を適用する。開銀資金による分につき代理店手数料は年2%。

(3) 中小企業金融公庫

従来の復金の中小事業貸付、見返資金による中小企業融資および開銀の中小事業融資を継承して、中小企業が行なう事業の振興に必要な長期資金(設備資金・長期運転資金)であって、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする、中小企業

金融公庫法が28年8月1日公布施行され、同公庫は9月11日から業務を開始した。

資本金は、政府の出資金130億円と、開銀から継承する中小企業貸付債権のうち、産業投資特別会計から出資があったものとみなされる金額の合計額の142億円で、融資対象は、資本金1,000万円以下の会社ならびに従業員300人（商業・サービス業は30人、鉱業は1,000人）以下の会社および個人のほか、各種協同組合・同連合会、調整組合などが含まれていた。特に同公庫は、開銀の大企業融資や商工中金の組合または構成員のみを対象とした融資に対して、長期資金（1～5年）を供給するところにその設立のねらいがあった。

(4) 商工組合中央金庫の拡充

商工中金は、11年商工中金法により設立された特殊法人であり、組合の親金融機関で、中小企業の組織化、協同化を推進する任務を担っている。従って取引対象は、中小企業等協同組合法による組合、塩業組合ならびにこれらの構成員に限定されている。

24年3月、再建整備計画の認可を得て、再建第1回増資を行ない1億5,000万円をもって再発足した。この再建整備計画の基本線は、上述の増資のほか、債券の新規発行を行なわないこと、今後は預金および借入金により資金をまかなうことの2点であった。

その後25年3月31日公布施行された銀行等の債券発行等に関する法律で、再び債券発行が認められ、また再建第2回増資を行ない、自己増資による資本金が5億円となった。さらに5月27日見返資金による優先出資5億円の払込みを完了し、新資本金10億円となった。また6月26日には、商工債券の発行を再開し、第1号商工債券利付・割引各2億円を発行した。

一方金庫法改正法が26年12月7日公布施行されて、取引対象が拡大され、所属組合の構成員に対する直接取引の途が開かれ、また業務範囲も拡張されて保証業務の拡大、余裕金の運用範囲の拡大、業務代理能力の明文化などが改正法の要点である。

民間中小企業
金融機関の整備

(1) 銀行の中小企業向け融資促進

都市銀行・地方銀行が商業銀行的性格をもっていることからみれば、当然不安定な、コストのかかる中小企業への金融は敬遠しがちではあるが、しかし銀行による中小企業（資本金 300 万円以下のもの）向け融資は、従来件数で 80～90%，金額で 20～30% に達していた。大蔵省はさらに中小企業金融難打開のために、中小企業向け融資促進策として、25年 3 月都市銀行店舗に中小金融特別店舗の設置を望み、さらに 29年 6 月には貸倒準備金繰入額の引上げ、そして 11 月には全銀協の中小企業金融対策を講じた。以下この 3 点についてみよう。

(a) 中小金融特別店舗

前述したように、大蔵省の構想のもとに中小金融特別店舗が設置されることになり、都市銀行の 11 銀行（富士・千代田・三和・大阪・帝国・第一・東京・大和・東海・神戸・協和）が東京・大阪・名古屋・神戸の 4 都市に 35 の中小金融特別店舗を設け、25年 4 月から開店した。その後京都・福岡・横浜の 3 都市に 16 店、さらに前記 4 都市 13 店、計 29 店が追加され、結局 7 都市 64 店舗となった。

特別店舗の貸付条件は、資本金または資産 300 万円以下の中小企業で、融資金額は原則として 1 取引に対し、貸出累計 300 万円以下とするが、やむを得ない場合には、短期にかぎりこの制限額を越えることができることとされ、また貸出以外の業務については何らの制限は加えられなかった。その後貸出対象、融資条件については数回にわたって変更され、例えば資本金または資産が 1,000 万円以下の企業、貸出金額が 1 取引先について 1,000 万円以下となった。

(b) 貸倒準備金繰入額の引上げ

29年 6 月 22 日「中小企業者に対する貸付金についての貸倒準備金の繰入限度額の臨時特例に関する政令」が施行された。これは中小企業向け融資の促進を図る一助としたもので、その骨子は 29年 4 月 1 日以降 31年 3 月末までに終了する各事業年度に限り、金融機関の中小企業

向け貸付金純増額の1,000分の5（29年3月末残高基準）だけ余計に貸倒準備金勘定へ繰り入れることを認めたものである。その後31年4月に至り、前記政令が改正されて、この措置は1カ年延長された。

(c) 中小企業金融を積極化する銀行の施策

全国銀行協会連合会が行なった金融引締下の中小企業融資積極化対策として、29年11月15日その対策要綱が次のように決定された。

- (イ) 各行はその資金計画の策定に当たり、予め中小企業金融に対する特別の資金枠を自主的に設定する等の措置を採ること。
- (ロ) 中小金融特別店舗の運営を改善し、その融資量の増大を図ること。
- (ハ) 中小企業金融専門機関の活用を積極化するため、その債券の引受等により、銀行から資金を供給すること。
- (ニ) 大企業に対する融資に当たり、ひも付融資等により下請企業に対する支払促進措置を講ずること。
- (ホ) 輸出前貸金融については、中小製造業者に対し資金が円滑に流れるように配慮すること。
- (ヘ) 中小企業金融公庫・商工組合中央金庫・国民金融公庫並に信用保証協会等中小企業金融関係機関との間に、連絡のため必要に応じて懇談会を開くこと。
- (ト) 中小企業者のために、金融の相談に応ずる共同施設の設置を考究すること。

(2) 相互銀行の成立

26年6月5日相互銀行法の公布施行により、従来の庶民・中小企業金融に貢献してきた無尽会社を改組することになり、ここに相互銀行が発足した。その要点は次のとおりである。

- (a) 国民大衆の相互金融を目的とする。
- (b) 資本金は6大都市に本店を持つものは、3,000万円以上、その他は2,000万円以上の株式会社でなければならない。
- (c) 業務は従来の無尽を含む掛金の受入、預金および定期預金の受

入、資金の貸付または手形の割引、その他有価証券および貴金属の保護預り、有価証券の払込金の受入または元利金配当の支払、または国民金融公庫や住宅金融公庫の代理業務、地方公共団体の金庫事務の取扱、債権の取立、手形の交換振替など。地方的な相互金融を目的とするから為替業務は行なえない。

相互銀行の特徴は、従来の無尽方式を基盤とした長期割賦弁済による相互の資金融通と、零細預金の吸収、活用という貯蓄銀行的機能をあわせ営むという新しい方式のものである。

無尽会社の相互銀行への改組の期限は29年6月5日とされたが26年10月20日には既存の70社中58社が相互銀行の免許をうけて新発足した。

(3) 信用組合および信用金庫

長い歴史をもつ産業組合・市街地信用組合は、戦後どのように歩むかについて種々問題があったが、ついに24年6月に制定された中小企業等協同組合法により、信用協同組合の制度が設けられ、上記の2組合と、戦後に発足した商工協同組合の一部が移行し、信用協同組合が創設された。当初この組合には市街地信用組合435、産業組合136、商工協同組合16計587が改組移行した。

しかしこれらの組合のうち、市街地信用組合は、金融機関としての機能を発揮している信用組合であるのに対し、産業組合と商工協同組合は、特定の事業者・勤労者を基盤とした組合員を中心とした協同組合的信用組合であり、これらの異質的な組合を中小企業等協同組合法で金融機関として法律で律することは困難であった。

そこで株式会社と協同組合との中間の組織として、農林中金や商工中金のようなものとし、金融業務を行なう小形の銀行とすることを基本として、国民大衆の金融機関とするという考え方で信用金庫法案要綱ができあがり、26年6月15日信用金庫法が公布施行となって信用協同組合は信用金庫と信用組合に2分された。

信用金庫法は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務

の公共性にかんがみ、その監督の適応を期するとともに、信用の維持と預金者等の保護に資することを目的としたものであり、その構成員の出資による非営利的な協同組合であり、加入・脱退の自由を認め、各組合員は1個の議決権を有し、また1会員の出資口数は、出資口数の100分10をこえてはならないことになっているが、これらは信用組合についても同様であった。

信用組合と信用金庫の相違は、後者の会員には地区内の居住者、事業者および勤労者の三者であり、その意味では特定の事業者あるいは勤労者のみでも組織できる前者とは異なり、一般的地縁的組織である。また会員となる事業者の規模（常的使用
従業員数）は、信用組合の場合（業種により
20人あるいは
100人以下）と異なり、業種にかかわらず一律に100人以下とされた（商工組合
中央金庫
二十
年史）。

第9表 金融機関別中小企業向け融資割合推移 (単位%)

区 分	29.3	30.3	31.3	32.3	33.3	34.3	35.3	36.3
信用金庫	10.5	11.1	11.3	11.4	12.6	12.7	13.4	14.5
全国銀行	63.0	59.7	59.6	61.3	57.2	56.6	55.2	53.4
都市銀行	29.4	27.2	30.7	31.8	28.1	28.5	27.3	25.8
地方銀行	28.9	28.2	27.5	27.9	27.4	26.4	25.9	25.5
信託銀行	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
長期信用銀行	3.9	3.5	0.6	0.7	0.8	0.8	1.1	1.2
相互銀行	19.7	20.2	19.0	17.6	18.8	18.9	19.1	19.9
商工中金	3.0	3.3	3.0	2.9	3.0	3.1	3.4	3.4
国民金融公庫	2.0	2.2	2.4	2.0	2.7	2.7	2.6	2.4
中小公庫	0.7	1.9	2.6	2.6	3.2	3.2	3.2	3.0
信用組合	1.1	1.6	2.1	2.2	2.5	2.8	3.1	3.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

九七 (備考) 金融機関貸付等および当座貸越は除く。
銀行は、資本金1千万円以下の企業への貸出、その他の金融機関は貸出総額。
森静朗著「中小金融機関論入門」。

一方信用協同組合の分化を経た信用組合は、組合の自律化を回復し、事業は原則として構成員に限定し、相互扶助的協同意識に基づくものであって、相互金融に徹した協同組合の原則に立脚した自主自律性を強調した組合として発展した。

次に各金融機関別中小企業向け融資割合の推移をみると、第9表のとおりである。

**信用補完
制度の拡充** 中小企業の金融難を緩和する目的で、上述のように資金量の増大、あるいは専門機関の整備拡充の措置がとられたが、信用力が薄弱なためこれらの機関や制度を十分に利用できないものについて、貸付を受ける信用力を補完する方策として、

第10表 全国信用保証協会設立状況

年次	設 立 地 区
昭和12	東京(7月)
14	京都(4月)
17	大阪市(8月)
22	横浜市(11月)
23	名古屋市(6月), 愛知県・川崎市(9月), 兵庫県・岡山県・岩手県(10月), 大阪府(11月), 福井県・広島県・鹿児島県・山口県・神奈川県・鳥取県・和歌山県(12月)
24	富山県(1月), 青森県(2月), 愛媛県・長野県・島根県・福岡県・熊本県(3月), 大分県・宮城県・滋賀県・宮崎県・石川県・千葉県・福島県・北海道・新潟県・岐阜市・三重県(4月), 山梨県(5月), 埼玉県(6月), 能代市(7月), 山形県(8月), 群馬県・香川県(9月), 栃木県・高知県(10月), 静岡県(11月), 茨城県・奈良県・徳島県(12月)
26	岐阜県(2月), 秋田県(4月)
27	長崎県(7月)
29	佐賀県(7月)

(備考) 全国信用保証協会連合会事務局発行「信用保証協会読本」。

地方公共団体によって、中小企業信用保証協議会が設立され、ついで政府による中小企業信用保険制度が設けられ、信用補完制度の拡充がなされた。

(1) 信用保証協会

すでに戦前から設けられていた信用保証協会制度は、適当な物的担保や保証人のないために金融が受けられない中小企業に対して、その借入債務を保証することにより、中小企業金融の円滑化を図ろうとする制度である。この制度により設立された協会数は29年末には52に達した(第10表参照)。

28年8月信用保証協会法が制定され、従来の民法上の法人から財団法人に準ずる特殊法人としての性格が付与されるに至った。その目的は、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるについて、その貸付金等の債務を保証することを主な業務とする信用保証協会の制度を確立し、よって中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることにあった。後述するように協会の条件的基盤の大部分は地方財政に依存するところが多かったが、政府もまたその拡充を援助する必要を認め、32年には政府資金10億円が各協会に供給され、35年までに累計68億円に達した。

(2) 中小企業信用保険制度

この制度は、政府が中小企業者の債務不履行による金融機関または信用保証協会の危険を保証する制度として、25年12月中小企業信用保険法を制定して、政府の特別会計をもってはじめられた。当初は資本金500万円以下従業員200人以下の会社または個人で、特定事業を営むものを対象として保険限度300万円(団体の場合は1,000万円)、填補は融資保険については75%、指定法人を相手方とする保証保険については50%と定めた。その後26年11月同保険法の改正により範囲が拡大され、保険の対象となる中小企業への貸付金の限度は1人につき300万円から500万円に、中小企業協同組合に対する貸付は1,000万円から2,000万円に引上げられ、また信用保証保険が中小企業の債務を保証

した場合の保証債務を保険の対象に加え、協会が中小企業に代わって債務を弁済したときは、その50%を政府が負担することになった。

(3) 中小企業信用保険公庫の創設

33年4月26日公布施行された中小企業信用保険公庫法に基づき7月に設立された同公庫は、中小企業金融公庫・国民金融公庫などと法的性格はほぼ同じである。その公庫の目的は、中小企業者の債務の保証等につき保険を行なうとともに、信用保証協会に対してその業務に必要な資金を融通することにより、中小企業に対する事業資金の融通を円滑にすることにある。

その設立の理由は、(i)前述したように、中小企業に対する信用力を補完する制度には、信用保証制度と信用保険制度とがあったが、これらの信用補完制度の機能を飛躍的に増強させるとともに、両制度の運用の有機的な統一性を確立し、政府施策の一元化を図るため信用補完制度の母体としての専門機関を設置し、これに一括して政府資金の大幅な投入を行ない、その最も効率的な運用を図ること。(ii)これらの業務の遂行に当たっては、金融業務の実情に即応して弾力的、かつ機動的な運営を確保する必要があるが、従来の中企業信用保険特別会計によると、官庁会計としての諸種の制度を受けて実態に即した業務の運営を期することが困難であること、などの理由により、同特別会計を発展的に解消し、経理の合理化を図るとともに、その業務の弾力的運用ができるための措置として、ここに信用保険業務と信用保証協会の保証原資(資金)の貸付業務とを専門に行なう機関として、本公庫が新設されたのである(中小企業信用保険制度10年の歩み)。従って業務の範囲は中小企業信用保険法による保険を行なうことと、信用保証協会に対して、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金およびその履行を円滑にするために必要な資金の貸付を行なうことにあった。

公庫の資本金は、全額政府の出資によるものであり、これは保険準備基金と融資基金の2基金をもって構成され、当初前者は77億6,500万円、後者は68億円、合計145億6,500万円であった。その後35年12

月にはそれが約 174 億円になった。

II 大阪市の中小企業金融対策

大阪経済における中小企業の占める比重はきわめて重く、あらゆる経済活動において重要な役割を果たしているにもかかわらず、一般に中小企業という特殊性のため、たとえば景気変動によるしわ寄せを強く受けるなど、不利な立場にたたされる状況にある。

そこで大阪市は、大阪経済の安定、さらには発展のため、種々中小企業対策を講じてきたが、そのうちとりわけ、金融難緩和対策を重要施策の一つとして拡充してきたのである。すなわちすでに戦前、信用保証協会を設置して信用保証を行ない、戦後は運転ならびに設備資金に関する特別融資をはじめ、小企業向けには小口簡易融資、輸出関係融資等々、それぞれの事態に適合したキメ細かい金融対策を実施し、中小企業金融の円滑化を積極的に推進してきたのである。以下本市の実行した中小企業金融対策を跡づけてみることにする。

1 中小企業特別融資制度

特別融資制度の仕組み 本制度は金融事情が特に窮迫して、いわゆる 3 月危機が叫ばれた 24 年から 25 年の春にかけて、本市が商工行政の一環として、その金融難を緩和するため全国にさきがけて、25 年 4 月に創設したものである。その仕組みは、本市が中小企業に代わって、市資金を銀行へ預託し、これに銀行の自己資金を加えて融資の枠を作り、さらにその信用度を高めるために、大阪市信用保証協会の信用保証を付け、銀行と取引の如何にかかわらず、特別取扱い銀行から中小企業に対して融資するものである。

中小企業融資準備資金条例

制定 昭和 25 年 4 月 1 日

市議会の議決を経て、中小企業融資準備資金条例を、次のように制定し、公布の日から施行する。

大阪府中小企業融資準備資金条例

第1条 この資金は、9億8,600万円以内とする。

第2条 この資金は、中小企業者又はその関係団体に必要な資金を融通することを目的とする。

市長は、この資金を運用するため、金融機関に融資準備金として預託することができる。

第3条 この資金の管理、運用その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

小口短期融資の誕生 上述の制度により、まず設けられたのが、この小口短期融資であった。25年6月に創設し、市内の中小企業に1企業30万円以内の資金を期間6カ月以内で、貸出を始めたのである。

これははじめ協和銀行の協力のもとに、大阪信用保証協会の保証により、同行の市内各支店から貸出を行なったが、後に大阪・三和・住友・大和・富士の各銀行の協力を受けるようになった。

小口融資分離と融資条件緩和 その後27年度の補正予算による国家財政規模の膨張や、28年度の積極予算により、また朝鮮戦争による消費水準の上昇など諸般の事情により、一般に活況を呈し、中小企業の資金需要も活発になった。そこでこの小口短期融資を28年4月から設備資金融資と小口短期融資（運転資金）とに分離するとともに、設備資金の貸出限度を50万円に引上げ、期間を1カ年以内に延長することになった。

29年度に入り、金融引締の影響が中小企業に強く現われだし、その資金繰りが一層悪化したので、29年5月運転資金の貸出枠を30万円から100万円に、設備資金の50万円を200万円に拡大するとともに、設備資金の貸出期間を2カ年に延長するなど、融資条件の緩和措置をとった。

災害復興特別融資の開始 25年9月3日、突如としてジェーン台風が関西地方を襲った。そして大阪市の経済も甚大な被害を被り、

とりわけ中小企業の受けた災害は、予想以上のものがあった。

本市では直ちに関係機関と協議して、市資金を取扱銀行に預託し、罹災中小企業へ1企業当たり30万円以内の資金を期間1カ月以内で迅速に貸付け、復興の促進を図った。その覚書を示すと、次のとおりである。

大阪府中小商工業復興資金融通に関する覚書

大阪市（以下市という）財団法人大阪市信用保証協会（以下協会という）株式会社銀行（以下銀行という）の三者は左記の通り申合せする。

記

1. 協会は金2,000万円也を銀行に預託し、銀行はこの預金を基礎とし、これに金5,000万円也の自己資金を加えて大阪府中小商工業復興資金（以下資金という）を設け昭和25年9月3日の暴風雨により著るしい災害を蒙った市中の中小商工業者および其の関係団体に融資する。

2. 資金の貸付については市、協会、銀行の三者が協議して決定する。

3. 資金の貸付は左の条件による。

(1) 借受人の資格

(イ) 個人又は会社の場合

昭和25年9月3日の暴風雨により著るしい災害を蒙った中小商工業者で市内の同一場所に原則として1年以上営業、現に営業を継続するもの。

(ロ) 組合又は団体の場合

市内に主たる事務所を有する事業協同組合、企業組合其他中小商工業者の組織する商工団体であって昭和25年9月3日の暴風雨に依り其の共同施設又は共同事業に著るしい災害を蒙ったもの。

(2) 資金の用途

(イ) 個人及び会社の場合

1. 工場、店舗、倉庫、事業所、機械器具、其の他の設備の復興資金
2. 原料、材料、商品の買入又は賃金の支払等に要する運転資金又はこれに準ずるもの

(ロ) 組合又は団体の場合

1. 共同施設の復興資金

2. 共同事業に要する運転又はこれに準ずるもの

(3) 貸付資金の限度

1 企業又は1団体に対し金30万円以内

(4) 貸付の期間

1年以内とする但し特別の場合は2年以内とすることが出来る

(5) 償還方法

1. 割賦償還、但し据置期間を設けることが出来る

2. 特別の場合は定期償還にすることが出来る

(6) 利 率

銀行の現行利率

4. 資金の貸付については凡て協会の信用附与を要する

5. 協会は信用附与を行うには必ず確実な保証人又は担保を徴する

6. 貸付申込の受付は市に於いて行う

7. 貸付に関する調査は協会が主管し銀行はこれに協力する

8. 銀行の貸付取扱店は大阪市内各支店とする

9. その他必要な事項は三者協議して決定する

10. 代位弁済は保証協会の業務方法書による

昭和25年9月30日

設備高度化
融資の新設

32年の神武景気中、大企業は企業の合理化・高能率化を図ったが、中小企業にもまた合理化を意図するものが多くなり、設備高度化資金の需要が増大してきた。

このような中小企業の資金需要動向にかんがみ、市内の重要基礎産業、輸出産業およびその関連産業の機械器具装置など設備の高度化を推進させるため、32年度から本市中小企業融資準備資金5,000万円を三和銀行に預託し資金枠1億5,000万円を設け、5月から融資限度1件300万円以内、期間3カ年までとして、中小工場設備高度化融資を新設し、中小工場の設備高度化に乗り出した。

設備改善融
資の開始

33年のなべ底景気を経て、34年に入り岩戸景気となり、経済規模も急激に拡張しはじめ、大企業はもちろん中小企業においても資金需要、とりわけ設備投資意欲は旺盛にな

ってきた。

この中小企業の資金需要に応ずる一方、貿易為替自由化の影響を強く受ける中小企業への金融対策の一環として、中小企業設備高度化融資を拡大強化し、34年9月から中小企業設備改善融資を開始した。

その融資の対象となるものは、市内に主たる工場、または店舗を持ち、市内において引続き1カ年以上同一事業を経営し、原則として市税を完納しているもので、資本の額または出資金の総額が1,000万円以下の法人、並びに常時使用する従業員数が300人（商業の場合は30人）以下の法人または個人である。

資金の用途は、機械の更新、または店舗の改善資金とし、1件300万円以内、組合または団体に対しては500万円以内の資金を、期間3カ年以内で貸付けるもので、原則として6カ月間据置き、以後割賦均等返済することになっており、同時に従来の運転資金の一定期間受付という方法を廃止して、常時受付を開始した。

なお特別融資における本市の預託と大阪市信用保証協会の協力預託と、それに基づく融資枠を示したものが第11表である。

第11表 特別融資準備資金 (単位1万円)

年度	市預託	保証協会 預託	融資枠	年度	市預託	保証協会 預託	融資枠
25	3,000	—	9,000	31	20,700	7,500	84,600
26	3,000	4,000	21,000	32	16,500	10,000	49,500
27	6,000	4,000	30,000		25,700		107,100
28	13,000	2,000	45,000	33	31,000	15,000	138,000
29	19,000	7,500	79,500	34	40,000	15,000	165,000
30	19,000	7,500	79,500	35	49,000	15,000	192,000

(備考) 32年の上段は臨時融資実施のため、32年9月26日から33年3月26日の間に財政局より取扱銀行に臨時預託した額。大阪経済局金融課調べ。

八九

融資制度
の条件

次に35年度末における特別融資のうち、運転資金融資と設備資金融資の条件をみると、次のとおりである。

る。

(A) 運転資金

申込人の資格 市内で1カ年以上引続いて中小規模の商工業その他の事業を営むもの，またはその関係団体

中小規模とは，資本の額または出資の総額が500万円以下の会社，並びに常的使用する従業員の数が200人（商業を主たる事業とする事業者については20人）以下の会社及び個人をいう。

但し，次に掲げるものを除く。

- (1) 遊興娯楽関係事業，金融保険業，自由業，不動産業，非営利事業
- (2) 信用保証協会で代位弁済を行なっているもの，並びに金融機関で取引停止処分を受けているもの
- (3) 税金の納付状況不良のもの

資金の使途 運転資金

融資金額 1件100万円以内

組合または団体に対しては1件300万円以内

融資期間 1カ年以内

返済の方法 割賦払を原則とする

金利 日歩2銭4厘

信用保証料 融資額50万円以内 月1,000分の1.2（日歩約4厘）

， 融資額50万円以上 月1,000分の1.5（日歩約5厘）

担保 融資額50万円以内（別に大阪市並びに大阪府の信用保証協会の無担保保証を受けている額を含む）
 の場合は，原則として要しない。融資額50万円以上の場合は，担保を必要とする。但し組合または団体に対しては，審査の上無担保とする場合がある。

保証人

無担保の場合

(イ) 個人 年間所得決定額50万円（融資額30万円以内の場合

第12表 特 別 融 資

年度中	申 込										
	運 転 資 金				設 備 資 金				計		
	件数	金 額	指数	△	件数	金 額	指数	△	件数	金 額	指数
25	4,786	1,034,582	100	216	—	—	—	—	4,786	1,034,582	100
26	5,372	1,603,915	88	299	—	—	—	—	5,372	1,603,915	88
27	6,610	2,160,558	119	327	—	—	—	—	6,610	2,160,558	119
28	5,036	1,712,911	94	340	661	435,110	100	658	5,697	2,148,021	118
29	5,388	2,977,475	164	553	945	830,116	191	878	6,333	3,807,591	210
30	7,850	3,020,961	167	385	472	160,038	37	339	8,322	3,180,999	175
31	6,659	2,297,070	127	345	1,339	591,952	136	442	7,998	2,889,022	159
32	8,434	3,116,905	172	370	2,324	1,245,887	286	536	10,758	4,362,792	241
33	7,971	2,935,748	162	368	2,258	1,079,521	248	478	10,229	4,015,269	221
34	6,064	2,553,841	141	421	2,780	1,739,019	340	626	8,844	4,292,860	237
35	5,714	2,815,007	155	493	1,914	1,576,258	362	824	7,628	4,391,265	242
計	73,037	27,008,323	370	12,693	7,657,901	603	85,730	34,666,224			

(備考) 大阪市経済局金融課編「中小企業金融関係統計」。

は30万円) 程度の連帯保証人2名

(ロ) 法人 代表者1名と年間所得決定額50万円(融資額30万円以内の場合は30万円)程度の連帯保証人2名計3名

(ハ) 組合または団体 融資額50万円を超える場合は役員全員の連帯保証

担保を要する場合

(イ) 個人 連帯保証人1名

(ロ) 法人 代表者1名を含み計2名

(B) 設 備 資 金

申込人の資格 市内に主たる工場または店舗を有し、おおむね1カ年以上引続いて同一の事業を経営し、原則として市税を完納しているもので、資本金または出資の総額が1,000万円以下の法人、並びに常時使用する従業員の数が300人(商業を主たる事業

実績 (△ 一件当たり金額) (単位1,000円)

△	承								諾			
	運 転 資 金				設 備 資 金				計			
	件数	金 額	指 数	△	件数	金 額	指 数	△	件数	金 額	指 数	△
216	1,546	155,278	100	100	—	—	—	—	1,546	155,278	100	100
299	3,923	637,087	157	162	—	—	—	—	3,923	637,087	157	162
327	4,285	728,959	180	170	—	—	—	—	4,285	728,959	180	170
377	3,494	668,028	165	191	353	177,090	100	502	3,847	845,118	209	220
601	3,480	923,782	228	265	300	159,590	90	532	3,780	1,083,372	268	287
382	5,076	1,256,243	310	247	155	58,250	33	376	5,231	1,314,493	325	251
361	5,000	1,162,051	287	232	778	253,596	143	326	5,778	1,415,647	350	245
406	6,586	1,637,982	404	249	1,169	447,647	253	383	7,755	2,085,629	515	269
393	5,964	1,523,354	376	255	1,495	489,458	276	327	7,459	2,012,812	497	270
485	5,308	1,517,291	375	286	2,021	801,669	453	397	7,329	2,318,960	573	316
576	5,141	1,784,987	441	347	1,827	1,016,288	574	556	6,968	2,801,275	692	402
404	51,081	12,244,789	240	8,098	3,403,588	420	59,179	15,648,377	264			

とする事業者については30人)以下の会社及び個人。

但し次に掲げるものを除く。

- (1) 現在本市の設備融資を受けているもの
- (2) 遊興娯楽関係事業, 金融保険業, 不動産業, 自由業, 非営利事業
- (3) 信用保証協会で代位弁済を行なっているもの, 並びに金融機関で取引停止処分を受けているもの

資金の用途 設備資金に限る。但し土地建物の新規購入または新築資金は原則として認めない

融資金額 1件200万円以内 但し特別の場合及び組合または団体については1件300万円以内, 運転・設備の両資金を融通する場合は, その合計額300万円以内 但し特別の場合は合計額400万円以内 組合または団体の場合は500万円以内

融資期間 2カ年以内、特別の場合は3カ年以内

返済方法 原則として割賦払 但し6カ月以内の据置期間を設けることがある

金利 融資期間1カ年以内のもの 日歩2銭5厘 融資期間1カ年を超えるもの 日歩2銭6厘

信用保証料 融資額50万円以内 1,000分の1.2 (日歩約4厘)
融資額50万円以上 1,000分の1.5 (日歩約5厘)

担保 融資額50万円以内 (別に大阪市並びに大阪府の信用保証協会の無担保保証を受けている額を含む) の場合は、原則として担保を要しない

融資額50万円を超える場合は、担保を必要とする。担保は不動産、有価証券のほか特別の場合は、本融資による新規購入機械担保を認めることがある

保証人 運転資金の場合と同じ

以上本市の特別融資について述べたが、その実績は第12表のとおりである。

第13表 融 資 効 果 調 査 表

	工 業	商 業	計
	%	%	%
①資金ぐり難から救われた	23(21.7)	27(24.8)	50(23.3)
②金利負担が軽くなった	19(17.9)	21(19.3)	40(18.6)
③仕入価格が低くなった	19(17.9)	22(20.1)	41(19.1)
④売上高が増加した	18(17.0)	20(18.3)	38(17.7)
⑤設備改善によりコストが低下した	8(7.5)	0	8(3.7)
⑥生産量が大きくでき受註が増加した	15(14.2)	0	15(6.9)
⑦店舗改装により売上高が増加した	0	5(4.6)	5(2.3)
⑧銀行から直接借りられるようになった	0	1(1.0)	1(0.5)
⑨税務署へ負債の正当性が主張できた	4(3.8)	6(5.5)	10(4.6)
⑩売上高は変らない	0	7(6.4)	7(3.3)
計	106(100.0)	109(100.0)	215(100.0)

(備考) 大阪市経済局金融課調べ。

特別融資の効果を資金を融通して、その結果どのような効果が生じたかを検討することは非常に困難である。例えば融資の効果は、融資自体の直接的な効果のほか、融資を受けた企業の融資後の経営方針、景気変動など多くの間接的要素が錯綜して現われるからである。幸い大阪市がこの特別融資制度をよりよいものにする方法として、33年年末、34年春季、同年夏季、特別融資の貸出中より、商業・工業各60件を任意に抽出し、34年8月19日から9月20までに個別に面接して調査したものがあから、それを掲げておく(第13表)。

2 工業会保証融資制度

本制度の目的と組織 この制度は、大阪市工業会連合会(市工連)に加入している工業会の中小工業部門の育成対策として、30年11月にその連合会の事業の一つとして創設されたものである。この制度の目的は「信用もあり、実力もありながら、金融機関と取引がないか、取引があっても浅いか、つまり金融機関の側からいえば、企業の実態がつかみ難いがため、進んで融資したい程度に至っていない中小企業のため、信用を補完して、金融機関の融資ベースに乗せて、以てこれら中小企業者の金融円滑化の一端を担わんとする」ところにある。これに基づいて本市は、大阪市工業会保証融資業務に関する実施要項を設け、積極的に援助したのである。

この制度は、本市資金とこの保証業務を実施している工業会の資金とを取扱銀行に預託し、これに銀行の自己資金を加えて資金枠をつくり、その範囲内で運用されている。

第14表 工業会保証融資準備資金 (単位1万円)

年度	市預託	工業会預託	融資枠	融資実績	年度	市預託	工業会預託	融資枠	融資実績
30	2,500	850	10,050	4,940	33	5,000	2,305	21,915	59,502
31	2,800	950	33,250	28,455	34	5,000	2,385	22,155	70,162
32	4,300	1,505	17,415	44,699	35	5,600	2,869	25,404	81,174

(備考) 大阪市経済局金融課調べ。

35年10月現在、保証業務を実施している工業会は、この市工連に属する26工業会中16に達している。なお本市および工業会の預託額と融資枠、その実績を示したものが第14表である。

この制度の特色は、申込者（被保証者）の資格が工業会員に限定されていることと、保証融資は主として商業手形割引にある。

融資制度の条件 申込者の資格 次の二つに該当するもの
 (イ) 市内に事務所または事業所を有し、1カ年以上引続いて工業を営む工業会の会員

(ロ) 資本金または出資の総額が500万円以下の会社、または常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人。但し特別の場合は資本金または出資の総額が1,000万円以下とし、常時使用する従業員の数を300人以下とすることができる。

資金の使途 運転資金

保証融資限度 各工業会により異なるが、おおむね1企業につき50万円、特別の場合100万円

利率 日歩2銭6厘

信用保証料 日歩1銭

信用調査料 保証申込額の1,000分の2

保証融資期間 各工業会により異なるが大体3カ月から6カ月

保証人及び担保 工業会員を含めて2名、但し工業会が認めた担保をもってこれに代えることができる。担保は必要に応じて要する。

3 商店会共同施設融資制度

本制度の目的 市内商店会の共同施設の設置を促進し、商店会の振興と組織の強化を図る目的で、34年から設けられたのが、この融資制度である。

市資金を取扱銀行に預託し、それに銀行の資金を加えて資金枠を設定し、その範囲内で運用されるのである。

融資制度 の条件	申込者の資格 大阪市商店会総連盟に加入している 市内の商店会
資金の用途	商店会の共同施設設置資金
貸付限度	1商店会につき1,000万円
貸付利率	日歩2銭8厘以内
貸付期間	30ヵ月以内
返済方法	日掛または月掛積立貯金を返済資金に充当
保証人	商店会役員の個人連帯保証
担保	必要に応じ物的担保を徴する

本制度に対する本市の融資準備資金・融資枠とその実績を示すと次のとおりである。

第15表 商店会共同施設融資準備金とその融資実績
(単位1万円)

年度	市預託	融資枠	融資実績
33	2,000	約10,000	—
34	2,000	約10,000	5,832
35	2,000	約6,000	2,140

(備考) 大阪市経済局金融課調べ。

4 組合融資制度

本制度の目的 組合金融の円滑を図ることを目的として、市資金を商工組合中央金庫大阪支店に預託し、金庫の自己資金を加え、市内の中小企業等協同組合などの組合に融資するのが、本組合融資制度であり、25年から行なわれている。

融資制度
の条件 35年末現在における融資を受ける条件は、次のとおりである。

申込人の資格 市内に事務所を有する中小企業等協同組合などの組合並びに組合員

資金の用途 運転資金及び設備資金

貸付金額 原則として500万円以内

貸付利率 1カ年以内のもの 日歩2銭6厘以内 1カ年以上2カ年未満のもの 年9分7厘（日歩2銭6厘6毛）
2カ年以上のもの 年9分9厘（日歩2銭7厘1毛）

貸付期間 原則として1カ年以内

返済方法 定期または割賦償還

担保・保証人 原則として組合役員の連帯保証 必要に応じて担保を要する

本制度に対する本市の融資準備資金・融資枠及び実績を示すと、次のとおりである。

第16表 組合融資準備金とその融資実績 (単位1万円)

年度	市預託	融資枠	融資実績	年度	市預託	融資枠	融資実績
25	3,000	約5,000	22,385	31	2,000	約3,000	8,226
26	3,000	約5,000	8,495	32	2,000	約3,000	6,777
27	3,000	約5,000	12,819	33	2,000	約3,000	19,085
28	3,000	約5,000	10,235	34	2,000	約3,000	26,976
29	2,000	約3,000	8,931	35	2,000	約3,000	24,642
30	2,000	約3,000	9,449				

(備考) 大阪市経済局金融課調べ。

5 中小工場設備近代化資金貸付制度

本制度の目的 大工場に比較して、工場近代化を目指して、機械設備の自動化、高能率化などのために、新しい生産技術を取入れることの困難な中小工場でも、工場近代化に努力はしているが、その資本力が弱小なため近代化に限界があるので、機械設備は老朽化し、近代化はおくれるのである。そこでこのような中小工場に、本市が直接設備近代化資金の一部を貸付けて、工場の近代化を促進しようとするのが、本制度の目的で、31年5月から開始された。

貸付の条件 貸付の対象 市内に工場を有し、且つ工業を営むもので、資本金または出資金の総額が1,000万円以下の会社、または常時使用する従業員数が300名以下の会社及び個人で、本市の工場診断を受けたもの。

貸付の対象となる設備 品質の向上，コストの引下げ，新製品の生産など経済的効果をあげうるもの。生産工程上さらに高精度化，高効率化を実現できるもの。生産工程上他の設備と比較的均衡のとれるもの。その他特に必要と認められるもの。

貸付限度 購入設備価格の2分の1

貸付利率 無利子

貸付期間 5カ年以内

返済方法 原則として貸付の翌会計年度から5カ年間の均等半年賦償還

保証人 連帯保証人2名

担保 貸付対象設備を信託譲渡担保として提供すること

貸付対象設備の設置完了期限 年度末

貸借契約 借受人は本市と別に定める公正証書による貸借契約を結ぶものとする。これに要する費用は一切借受人の負担とする。

損害保険契約 借受人は貸付対象設備に損害保険を付けること

なお、この貸付制度の実績を示したものが下表である。

第17表 設備近代化資金貸付実績

(単位1,000円)

年 度	件 数	金 額	年 度	件 数	金 額
31	16	9,491	34	17	10,000
32	14	10,000	35	12	12,150
33	16	9,600			

(備考) 大阪市経済局金融課調べ。

Ⅲ 大阪市信用保証協会（信用補完制度）

協会の設立

17年9月10日から業務を開始した大阪市信用保証協会は、戦局の拡大に伴い、産業の再編成、企業の整備の強化が不可避となり、社会の強い要求に応じて設立されたが、そ

の目的は、当市産業の適正な発展に資するために、中小企業金融の円滑を図ることにあつた。

その業務は、中小企業が金融機関から資金の貸付を受けるとき、信用力の弱い点を補うために、協会が保証人となり、またよき相談相手となつて信用保証を行ない、また中小企業がもし期日に返済できないときは、債務者に代わつて協会が元利金を金融機関にそれを行なうことであつた。

協会の推移 終戦後の経済混乱による当協会の業務運営の困難は、他の金融機関と同様であつた。まず従来当協会の対外信用の基礎であり、しかも運営の根幹をなしていた毎年度100万円を限度としての、大阪市との損失補給契約が、総司令部から出された諸官庁への指令により、21年度から締結し得ないことになつたばかりでなく、21年2月16日公布施行された金融緊急措置令により、当協会の財産はほとんど封鎖されることになり、当時の経済状態の混乱から、協会の存亡が一時危機に瀕したのであつた。

そこで同年5月29日に理事会を開催し業務の縮小を決定し、当分の間授信業務（保証業務）を中止し、回収事務のみ行なうことになつたが、それは開店休業の状態に等しかつた。

しかし間もなく本市は復興促進策の一つに本事業を重視し、21年度以降は代位弁済による損失と経費の不足分に対して、補助金を交付することになつた。そこで10月29日臨時理事会を開き、11月1日から授信業務の再開を決定し、ここに協会は光明を見いだすことになつた。したがつて業務縮小期間は半年ばかりであつた。

22年夏政府は、中小企業に対して金融面から援助することになり、その具体策として信用保証協会の業務が取上げられ、19頁の全国信用保証協会設立状況で示したように、この時点から全国各地に信用保証協会が設立されるようになった。

ついで翌23年8月17日に当協会は臨時総会を開催し、金融機関再建整備法により切捨勘定に組入れられていた出捐（資）金50万6,000円

の減資を決定した。25年3月23日には、従来の社団法人の保証協会では事業者団体法並びに独占禁止法に抵触するのではないかとの疑いがあり、そのままでは存続不可能となったため、当協会は創設以来の社団法人組織を財団法人組織に変更することの許可を得、25年度から財団法人大阪信用保証協会に衣替えをなし、前組織の債権債務を引きつぐことになった。

前述のように25年度から設置された大阪府中小企業特別融資制度により、金融機関の便益を図るため、当協会に対して金融機関は、返済期限後1カ月を経ても、保証金額の全部または一部が返済されないときは、代位弁済の請求ができることになった。この特別融資制度の実施に伴う業務の拡大につれて、代位弁済も次第に増加し、業務の煩雑にたえられなくなったのみならず、新たに協会の預託金の増加を図って、保証額の増大に資する必要が加わったので、従来行なわれていた代位弁済の個々に発生するたびごとに、本市に請求して補助金を受領する方法にかえて、本市は今後年度始めに予算額を先渡しすることになり、4月と5月の2回に分けて、3,000万円の先渡しを実施され、以後この補助金は前渡し制をとることになった。

28年8月10日信用保証協会法が公布施行されるや、本協会は同法によって改組することになり、翌29年6月15日付で財団法人大阪府信用保証協会が、大阪信用保証協会に組織変更の許可を得、ここに特殊法人として出発することになった。

次に協会に対する本市の出捐金についてみよう。設立当初は本市と市中銀行、信用組合などで構成された会員の出捐金140万9,000円により発足したが、その時の本市のそれは30万円で23%に当たっていた。その後23年7月には10万6,500円の減少になったが、9月には400万円の増額を行なった。本市が出捐金の大半を占めるようになったのは、25年の1億2,000万円の増額を行なった時からで、29年度に5,000万円を出捐し、総額の96.5%を占め、35年度末現在2億2,419万円となっている。これは総出捐金の97.3%に当たる。

次に29年6月15日に制定された定款のうち、総則と業務を掲げておく。

大阪市信用保証協会定款

昭和29年6月15日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらのものに対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本協会は、大阪市信用保証協会という。

(事務所)

第3条 本協会は、事務所を大阪市に置く。

(定款の変更)

第4条 この定款は、理事会の決議をもって変更することができる。

2 前項の決議は、理事の3分の2以上のものの同意によって行わなければならない

(公告)

第5条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示して行ない、かつ大阪市内において発行する産業経済新聞に掲載して行う。

第2章 業 務

(業務)

第6条 本協会は、第1条の目的を達するために左の業務を行う。

1. 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
2. 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
3. 銀行その他の金融機関が中小企業金融公庫又は国民金融公庫を代理して中小企業等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をし

たこととなる債務の保証

4. 前各号に掲げる業務に附随し、本協会の目的を達するために必要な業務
- 2 前項において「中小企業者等」とは大阪市内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者及びこれらの事業者をもって組織する団体をいい、「給付」とは相互銀行法第2条第1項第1号の契約に基く給付をいう。

(保証総額の最高限度)

第7条 本協会は、その保証する債務の総額が保証基金の額の15倍をこえることとなる場合には、新たに保証契約を締結しないものとする。

- 2 前項において「保証基金の額」とは、左の各号に掲げる額の合計額をいう。
 1. 前事業年度末の協会の資産の総額、ただし、組織変更後第1事業年度においては組織変更時の協会の資産の総額とする
 2. 当該年度中の出えん額
 3. 保証債務の履行に充当するため交附された資金の額
 4. 地方公共団体その他の者から、本協会の保証債務の履行のための資金として貸付を受けたときは、その貸付金の額、ただし、その貸付はその期限が当該事業年度末から起算して2年以上のものに限る

協会の事業 本協会の事業は、前掲定款の業務に規定しているとおりであるが、信用保証と金融相談の2種に別けることができるので、以下それについて述べよう。

(1) 信用保証

- (イ) 中小企業が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引または給付（相互銀行の掛金を担保として借受けること）を受ける場合、その債務を保証して金融機関が融資しやすいようにすること。
- (ロ) 中小企業の債務を銀行その他金融機関が保証する場合、協会が更に保証して金融機関がこれらの保証をしやすいようにすること。

第18表 大阪市信用保証協会保証状況 (単位1,000円)

年度中	保証申込			保証承諾			承諾率			代位弁済			保証現在高(年度末)			
	件数	金額	1件当り 指数	件数	金額	1件当り 指数	1件当り 件数	金額	1件当り 金額%	件数	金額	1件当り 指数	1件当り 件数	金額	件数	金額
20	42	819	—	13	197	—	—	—	30.9	24.1	3	17	—	65	543	—
21	58	1,880	—	22	690	—	—	—	37.9	36.7	10	50	—	36	755	—
22	149	6,684	—	74	3,117	—	—	—	49.7	46.6	5	37	—	76	2,222	—
23	343	99,864	3	142	33,600	4	237	41.4	33.6	30.9	4	97	—	130	26,806	7
24	824	387,875	12	308	120,035	15	390	37.4	30.9	4.3	34	5,137	21	130	51,895	13
25	10,172	3,117,049	100	3,553	811,945	100	229	34.9	26.0	3.0	131	24,160	100	2,293	396,344	100
26	6,510	2,336,078	75	4,755	1,140,741	140	240	73.0	48.8	3.7	325	41,751	173	1,903	408,415	103
27	7,816	3,402,728	109	5,334	1,741,259	214	326	68.2	51.2	2.2	268	39,047	162	2,097	640,111	162
28	7,380	4,489,358	144	5,385	2,813,868	347	523	73.0	62.7	1.1	173	29,789	123	2,698	1,218,225	307
29	8,106	6,385,922	205	5,299	3,163,113	390	597	65.4	49.5	3.1	245	67,620	280	2,700	1,436,335	362
30	10,156	5,786,134	186	6,882	3,500,738	431	509	67.8	60.5	1.5	172	52,647	218	3,366	1,567,621	396
31	10,335	5,517,340	177	7,913	3,663,240	451	463	76.6	66.4	0.8	179	27,548	114	4,957	1,990,983	502
32	12,718	7,363,384	236	9,579	4,789,092	590	500	75.3	65.0	1.1	306	52,667	218	6,798	3,009,043	759
33	12,800	8,320,460	267	9,823	5,852,490	721	596	76.7	70.2	1.2	393	69,908	289	7,577	4,031,486	1,017
34	11,434	8,924,612	286	9,769	6,586,342	811	674	85.4	47.3	1.2	394	79,266	328	7,885	5,011,358	1,264
35	10,231	9,563,427	307	9,406	7,620,297	939	810	91.9	79.7	1.2	457	88,922	368	8,193	6,020,083	1,519
計	109,742	65,712,814	—	59,978	20,606,418,444	692	532	71.6	63.7	1.4	3,099	578,663	—	—	—	—

(備考) 大阪市経済局金融課編「中小企業金融関係統計」。

(イ) 銀行その他の金融機関が、中小企業金融公庫の委託を受けまたは国民金融公庫を代理として、中小企業に対して貸付を行なった場合、その受託金融機関は、貸付金の一部または危険負担をすることになっているので、協会が貸付金全額を保証して、金融機関が融通しやすいようにすること。

(2) 金融相談

中小企業の事業経営に必要な資金調達の相談に応じ、またはそのあっ旋も行なう。

信用保証条件 当信用保証協会の信用保証を受けられるものの条件についてみよう。

申込者の資格

(イ) 市内に事務所または事業所があり、引続きおおむね1カ年以上商工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を営むもの

(ロ) 前記(イ)のものをもって組織する組合、その他の団体

保証限度 1件500万円、但し特別の事情のある場合は1,000万円、組合団体の場合は1,000万円

貸付利率 金融機関で定める利率

信用保証料 保証決済額に対し50万円以下 月1000分の1.2（日歩約4厘）

保証期間 原則として運転資金1カ年以内 設備資金2カ年以内

保証人 原則として2名

担保 必要、但し50万円以下の場合は、原則として不要次に20年以降の営業概況を示したものが、第18表ある。

IV 大阪府の中小企業金融対策

大阪府の行なった中小企業金融対策は、大阪市の場合と同様に、金融の円滑化を図ることで一貫しているが、本府の中小企業融資制度による融資実績をみると、次頁の表のように、大阪市内の中小企業に集中している。まず融資金額において、府下全域の70～76%が大阪市内

の中小企業に融資され、それも時代の推移とともに比率が上昇している。一方融資件数についてみると、50%から76%に上昇し、これも年をおって上がっている。すなわち全体に占める融資件数は上がってきたが、その割合に融資金額は上がらず、換言すれば1件当たりの融資金額は減少していることになる。しかし大阪府の融資金額は年々上昇しており、また大阪府は、これらの金融対策事業に対し、大阪府中小企業信用保証協会が信用保証を常に行なっている。以下本府の行なった中小企業金融対策について述べていくことにする。

第19表 大阪府中小企業融資制度による融資（保証）実績（単位1,000円）

年度	府下全域			大阪市域				
	件数	金額	1件当り金額	件数	%	金額	%	1件当り金額
23—24	2,869	1,057,558	369	1,525	53.2	739,563	69.9	485
25	11,586	3,276,619	540	6,065	52.3	2,302,404	70.3	380
26	9,149	4,198,106	459	5,061	55.3	3,082,647	73.4	610
27	11,528	5,972,120	518	6,248	54.2	4,458,831	74.7	714
28	11,185	6,361,696	469	6,008	53.7	4,764,280	74.9	793
29	11,904	5,652,141	475	6,567	55.2	4,066,251	71.9	619
30	14,043	6,244,083	445	8,847	63.0	4,722,662	75.6	534
31	12,647	5,649,692	447	7,789	61.6	4,229,639	74.9	543
32	14,498	7,435,322	513	9,156	63.2	5,495,776	73.9	600
33	18,292	9,234,082	505	11,928	65.2	6,828,636	74.0	572
34	43,567	13,442,903	309	32,830	75.3	10,115,157	75.2	308
35	50,675	17,561,692	347	38,722	76.4	13,422,499	76.4	347

（備考） 大阪府商工部金融課「中小企業金融統計」。

1 小額事業資金無担保融資制度

本制度の目的 29年の金融引締の強化に伴い、府下の中小企業金融の困難が予想され、その影響が零細企業に強く及ぶ傾向があるとして、同年5月に設定され、特に中小企業の内でも、小規模事業者に金融の円滑化を図るために設けられた制度である。なお年間5億円の限度内において1企業当たり10万円（組合は30万円）以

下の事業資金については、信用保証協会の審査により、無担保で信用保証を行なう特別措置を講じている。

保証の条件 保証の対象 府下において原則として、1年以上引き続き別表に掲げる事業を営んでいる小企業者並びに中小企業等協同組合であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下小企業者という）

- (1) 資本の額または出資の額が50万円（後に100万円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が5人（後に10人）（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については2人）（後に5人）以下の会社及び個人
- (2) 出資総額が50万円（後に100万円）以下の中小企業等協同組合
- (3) 構成員の3分の2以上が、(1)に掲げる者である中小企業等協同組合
- (4) 医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員数が5人以下（後に10人）のもの（(1)及び(3)に掲げるものを除く）但し大阪府中小企業信用保証協会において、代位弁済中のもの及び金融機関において不渡処分を受けたものを除く

保証金額 小企業1人につき合計10万円以内（後に20万円）その小企業が中小企業等協同組であるときは、合計30万円以内（後に50万円）

資金の用途 運転資金（但し債務の弁済に充当するものを除く）（後に設備資金も加える）

融資期間 6カ月以内（後に運転資金1カ年以内、設備資金3カ年以内）

信用保証料 年3分（日歩8厘2毛、後に4厘5毛）

返済方法 分割または一括払

但 保 原則として物的担保は必要としないものとし、確実な連帯保証人2名を必要とする

(別 表)

(1)製造業(物品の加工修理業を含む), (2)鉱業, (3)土石採取業, (4)建設業, (5)物品販売業, (6)物品貸付業, (7)運送業, (8)運送取扱業, (9)通運事業(後に廃止), (10)倉庫業(物品の寄託を受け, これを保管する業をも含む), (11)医業, (12)歯科医業, (13)獣医業, (14)印刷業, (15)出版業, (16)写真業, (17)旅館業, (18)理容業, (19)公衆浴場業, (20)広告業, (21)と畜業(後に(22)映画興行業, (23)大衆飲食業を追加), なお33年度から「医業」にあんま師, はり師, きゆう師及び柔道整復師の施術所並びに助産所を含めることになった。

次にこの融資制度の実績を示すと, 次表のとおりである。

第20表 小口事業資金無担保融資実績 (単位1,000円)

年度	件数	金額	1件当り金額	年度	件数	金額	1件当り金額
29	2,087	185,360	88	33	4,599	874,837	190
30	4,966	439,773	89	34	3,810	885,520	154
31	4,364	678,233	155	35	2,949	862,360	292
32	4,178	708,461	170				

(備考) 大阪府商工部金融課「中小企業金融統計」。

2 小口事業資金融資常時あっ旋制度

本制度の目的

この制度は, 金融機関と取引の困難な小企業者に対して, 小口事業資金の無担保融資を常時あっ旋し, これら業者に対する事業資金の融通を促進することにある。大阪府はこの融資を促進するため, 1億円を取扱金融機関に預託し, 融資目標額3億円以上とした。なお本制度は32年度から実施された。

あっ旋の条件

貸付の対象 前記の小口事業資金無担保保証制度とほぼ同じ。

貸付限度 申込者1名につき, 合計20万円以内(中小企業等協同組合のときは, 合計50万円以内)。但し大阪府並びにその他の中小企業信用保証協会において, 無担保により小口事業資金の保証

を受けている額を含む。

貸付利率 日歩2銭6厘

信用保証料 日歩4厘5毛

貸付期間 運転資金は1カ年以内、設備資金は3カ年以内

返済方法 原則として分割払

保証人 確実な保証人2名（中小企業等協同組合の場合は役員
の連帯保証）

担保 不要

本制度の実績をあげると、下表のとおりである。

第21表 常時あつ旋実績 (単位1,000円)

年度	件数	金額	1件当り金額	年度	件数	金額	1件当り金額
32	1,554	233,845	150	34	3,030	567,480	187
33	2,684	426,980	159	35	3,119	731,380	234

(備考) 大阪府商工部金融課「中小企業金融統計」。

3 中小企業特別融資制度

本制度の目的

この制度は、前述の大阪府中小企業特別融資制度と大体同様であるが、府下の中小企業者に対する夏季・年末の事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者に対し特別融資を実施し、その健全な発展に資するにある。

融資の条件

融資の対象 府下において、1カ年以上引続き別表に該当する事業を営んでいる中小企業者であって、資本金500万円（後に1,000万円）以下並びに従業員300名（商業またはサービス業にあっては30人）以下の法人またはこれに準ずる個人、但し保証協会において代位弁済中のもの及び金融機関において過去3年以内に不渡処分を受けたものを除く。

(別表)

(1)製造業（加工修理業を含む）、(2)商業、(3)鉱業、(4)建設業、(5)運輸業、(6)と畜業、(7)サービス業、(8)医業、但し営利を目的としない

事業(例えば, 教育, 慈善, 文化, 宗教, 学術, 医療, 社会事業等)及び遊興娯楽に関する事業を除く

融資順位 (1)輸出産業, (2)重要基礎産業, (3)輸出及び重要基礎産業の関連産業, (4)生活必需物資産業, (5)その他

資金の使途 運転資金

貸付限度 1企業30万円以内(後に100万円以内)但し特に必要と認めるものについては50万円以内

貸付利率 日歩2銭7厘(後に2銭6厘)

信用保証率 日歩8厘2毛(後に6厘6毛)後に30万円(協同組合の場合は50万円)以下日歩4厘, 30万円(協同組合は50万円)を越え100万円以下 日歩6厘

貸付期間 1カ年以内

返済方法 分割または一括払

保証人 確実な連帯保証人2名(協同組合の場合は, 理事全員の連帯保証)

担保 必要。但し融資決定金額10万円以下で, 中小企業信用

第22表 中小企業特別融資実績 (単位1,000円)

年度	夏季		年末		計		1件当り金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
26	1,449	264,800	1,494	316,730	2,943	581,530	198
27	2,320	475,840	1,853	437,840	4,173	913,680	219
28	2,134	480,610	2,468	582,160	4,602	1,062,770	231
29	2,504	526,950	2,880	618,560	5,384	1,145,465	213
30	2,887	526,690	3,175	588,740	6,062	1,115,430	184
31	2,792	545,200	2,311	590,885	5,283	1,136,085	215
32	2,792	798,430	2,908	961,490	5,700	1,759,920	309
33	3,208	1,066,640	4,324	1,248,860	7,532	2,315,500	307
34	3,407	1,156,200	4,500	1,527,050	7,907	2,683,250	339
35	4,138	1,669,880	4,972	2,027,650	9,110	3,697,440	406

(備考) 大阪府商工部金融課「中小企業金融統計」。

保険法の小口保険に該当するものは要しない
 受付の時期 夏季（6月ごろ） 年末（10月ごろ）
 なお中小企業特別融資実績をみると、前頁の表のとおりである。

4 事業協同組合等に対する年末特別融資

本制度の目的 中小企業対策の一つとして、従来中小商工業者の組織化が望まれていたが、これを推進するとともに、当時の経済情勢に照し、事業協同組合及びその組合員並びに企業組合の年末事業資金融通の円滑化と、その組織の育成強化を図ることを目的としたもので、総額2億円の年末融資を28年11月から、商工中金大阪支所を通じて実施した。

融資の条件 融資の対象 商工中金からなるべく新期に借入れようとする事業協同組合、またはその組合員及び企業組合であって、府下において1年以上組合活動または事業を行っており、輸出産業、重要産業、生活必需物資産業及びその関連産業に属する事業を営んでいるもの。

資金の用途 運転資金（債務の弁済に充当するものを除く）

融資金額 (1) 事業協同組合 300万円以内（後に500万円以内）
 (2) 事業協同組合の組合員または企業組合30万円（後に組合員100万円、企業組合500万円）以内、但し特に必要と認められたものについては50万円以内

融資期間 6カ月

利率 日歩3銭

信用保証料 日歩8厘2毛

返済方法 定期払または分割払

保証人及び担保 組合の場合は、確実な担保及びその組合役員の連帯保証を要す。組合員の場合は、確実な担保及び保証人2名以上（組合員であることの確認を要す）

なお本特別融資実績は、次表のとおりである。

第23表 事業協同組合等に対する年末特別融資実績（単位1,000円）

年度	件数	金額	1件当り金額	年度	件数	金額	1件当り金額
28	99	54,500	550	32	233	978,824	4,200
29	103	341,650	3,316	33	239	1,264,920	5,292
30	148	540,420	3,651	34	217	1,553,400	7,158
31	139	674,630	4,853	35	250	2,067,183	8,268

（備考） 大阪府商工部金融課「中小企業金融統計」。

5 中小企業安定資金融通促進制度

本制度の目的とその推移 28年秋から実施されたデフレ政策の浸透に伴い、府下の中小企業経営が急激に悪化したのでこの経済情勢に対応して、操業短縮の実施、連鎖倒産の防止等の措置を講ずるとともに、中小企業の経営基盤の安定を図るため、必要な長期運転資金の融通を促進することを目的として、本府と大阪府中小企業信用保証協会（以下保証協会という）との間に、1億2,000万円を限度とする損失補償契約を締結し、29年12月1日から30年11月末までの期間に、総額20億円を融資保証することを目標に設けられた。

その後32年の経済不況の際、繊維業界の操短による倒産を救うため、32年度大阪府中小企業安定資金融通促進要綱により、安定資金を融通した。さらに33年5月、日中貿易の全面停止により、府下における関連中小企業は、多大の影響を被ったので、これら業者の経営安定に資するため、従来の要綱の一部を改正して、大阪府中小企業安定資金融通制度要綱として運用されたが、34年以降は国内経済が安定化に向かったため、これを適用する事態は発生していない。

次に融資の条件について述べるが、ここでは33年に一部改正されたものをあげることにする。

六七

融資の条件 融資の対象 府下において1年以上引続き事業を営んでいる中小企業者であって、資本の額または出資の総額が1,000万円以下、または常時使用する従業員の数が300人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については

30人)以下の法人及び個人。但し保証協会において、代位弁済中のものと、金融機関において、過去3年以内に手形または小切手の不渡りにより、取引拒絶処分を受けたものを除く。

資金の使途 (1) 需給の著しい不均衡を是正するため、業界全体の計画に基づいて、生産または取引規模の縮小を行ない、経営の安定を図るための資金

(2) 滞貨の累増により商品価格が著しく不安定となった場合、業界全体の計画に基づいて、市況の維持を図るための資金

(3) 一般に経営状態が良好であると認められている企業の整理または倒産により、これと取引関係にある中小企業者が、その受ける影響を防止するための資金

(4) 親企業の資金操作に伴う手形取引の増大、手形期間の長期化、または下請代金の支払遅延による資金繰りの悪化を是正するための資金

(5) 貿易情勢の急激な変動により、中小企業者が甚大な損害を受けた場合、その経営の安定を図るための資金

融資金額 1企業について1,000万円(中小企業等協同組合の場合は3,000万円)以下

融資期間 原則として1年以内

金利 取扱金融機関の定める貸付利率

信用保証料 日歩6厘6毛以下

返済方法 原則として分割払

担保 原則として確実な担保及び連帯保証人2名

第24表 中小企業安定資金融通促進制度実績 (単位1,000円)

年度	件数	金額	1件当り金額	年度	件数	金額	1件当り金額
29	19	69,020	3,632	32	122	124,150	1,017
30	5	31,440	6,288	33	2	5,500	2,750
31	2	7,000	3,500				

(備考) 大阪府商工部金融課「中小企業金融統計」。

この安定資金融通促進制度の実績を示したものが前頁の表である。

6 商業者店舗改善融資制度

本制度の目的 府下中小商業者の経営の合理化と商業活動の活発化を促し、もって中小商業の振興を図ることを目的として、33年10月大阪府中小商業者店舗施設等改善資金特別融資制度要綱を定め、11月10日から36年3月末の間に10億円の融通目標で、中小商業者の店舗増改築または店舗内施設改善に必要な、長期資金の融資を実施した。

融資の条件 融資の対象 (1) 資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の法人または常時使用する従業員数が30人以下の法人若しくは個人であること

(2) 物品販売業・大衆飲食店業またはサービス業（修理業・各種加工業・物品貸付業・運送取扱業・医業・歯科医業・獣医業・写真業・旅館業・理美容業・公衆浴場業・広告業等を含む）を営んでいること

(3) 大阪府内で一定の店舗を有し、6カ月以上前号の事業を営んでいること

資金の用途 店舗の増築、改築または店舗内施設等の改善に要する資金に限るものとし、他の用途に使用してはならない

融資金額 1企業者に融資する金額は、100万円以下

融資期間 2カ年以内

貸付形式 手形貸付または証書貸付

返済方法 原則として6カ月据置とし、その後は分割返済

金利 取扱金融機関の金利による

保証料 保証協会の所定料率による

保証人・担保 信用ある連帯保証人2名及び担保を必要、但し小口事業資金無担保保証要綱に該当するものについては担保を要しない。

なお本制度の融資実績を示すと、次のとおりである。

第25表 商業者店舗改善融資実績 (単位1,000円)

年度	件数	金額	1件当り金額
33	376	105,840	281
34	870	230,985	266
35	646	194,460	301

(備考) 大阪府商工金融課「中小企業金融統計」。

7 産業設備近代化融資制度

本制度の目的

本制度は、中小企業が設備の近代化、合理化を図るため、機械設備を導入したくても、一般に資金的な面から多くの制約を受け、その実施がきわめて困難なところから、産業の合理化、近代化に必要な資金の融資を促進して、府下産業の振興に資することを目的としている。

この制度は31年5月、国が法制化した中小企業振興資金助成法に基づき、本府においても中小企業設備近代化資金貸付規則によって、同年から毎年度国の定めるところに従って、事業計画をたて貸付事業を行なっている。

融資条件

融資の対象 次のいずれかに該当する中小企業者、
但し府が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 府下に工場または事業場（店舗を含む）を有する資本金または出資金の総額が1,000万円以下の法人または個人
- (2) 府下に工場または事業場（店舗を含む）を有し、常時使用する従業員数が300名（商業またはサービス業を主たる事業とする場合は30名、鉱業を主たる事業とする場合は1,000名）以下の法人または個人
- (3) 府下に主たる事務所を有し、中小企業等協同組合法に基づき設置された、事業協同組合または企業組合であって、次に示す業種を行なうもの、またはその構成員の3分の2以上がその事業に従事しているもの

(業種) (1)製造加工業, (2)建設業, (3)運送業, (4)運送取扱業, (5)通運業, (6)倉庫業, (7)鉱業, (8)土石採取業, (9)出版業, (10)出版印刷業, (11)物品販売業(奢侈的物品及び代理商並びに仲立業を除く) (12)旅館業(国際観光旅館に限る), (13)医業, (14)歯科医業, (15)公衆浴場業, (16)理容業

貸付限度 1企業につき1,000万円以内, 特別の場合はこの限りではない

貸付利率 金融機関の自己資金の場合

特殊銀行 日歩3銭以下

市中銀行 同上

地方銀行 同上

相互銀行 日歩3銭5厘

上記の金融機関が, 貸付を中小企業金融公庫の委託貸付によつた場合 年9分6厘以下

貸付期間 1年以上5年以内

担保 不動産・動産・その他資産

本制度の融資実績を示したものが次表である。

第26表 産業設備近代化融資制度実績 (単位1,000円)

年度	申込 件数	貸付 件数	貸付 金額	1件当 り金額	貸付財源内訳			
					国庫	府費	その他	計
31	635	73	70,221	962	35,880	35,880	18	71,778
32	413	129	141,410	1,096	65,870	65,870	11,974	143,714
33	351	141	176,500	1,252	86,260	86,260	30,929	203,449
34	767	274	415,600	1,517	172,000	172,000	88,097	432,097
35	732	307	493,160	1,606	200,000	200,040	109,917	509,917

(備考) その他とは償還金繰越金および利子。大阪府商工部工業課調べ。

8 災害復旧特別融資

風水害の発生の都度, 中小企業の速やかな復興を図り, これに必要な

な復旧資金の融通を促進するために、設けられた融資制度である。25年9月のジェーン台風における災害以降、35年までに8回の融資が行なわれた。ここでは第1回目のジェーン台風の災害対策の場合の要綱をあげることにする。

台風ジェーン
の場合 本府はこの台風により損害を被った府下中小企業の復興を図るため、応急的対策として3億円を限度として、保証協会において信用保証をなし、資金の貸付を行なうため次の措置をとった。

風水害による中小企業者に対する小口特別融通措置

目的 今次の風水害により被害を被った中小企業者の速かな復旧を図るため、次のとおり措置する。

措置 大阪府は小口融資を図るために、3億円を大阪府中小企業信用保証協会において信用保証をなし、貸出をするよう措置する。信用保証は包括的に一括保証する。

融通の方法は次により提出された申込書により調査の結果、必要と認められるものに貸出をする。

- (1) 融貸の対象 府下に居住する中小商工業者で、今次風水害に罹災し、これが再起を図らんとするもの、但し過去1カ年以上府下で商工業を営んでいるもの
- (2) 融資金額 1企業5万円以内
- (3) 融資期間 6カ月以内
- (4) 貸出金融機関 大和銀行府下本支店
- (5) 金利 日歩2銭6厘
- (6) 信用保証料 日歩8厘2毛
- (7) 調査料 免除
- (8) 条件 連帯保証人2名または確実な担保
- (9) 申込期間 3カ月(25年9月22日から12月9日まで)

以上の要綱により、融資件数4,649件、融資総額2億2,218万3,000円、1件当たり金額4万7,000円の実績をあげた。なお本融資以降の

実績は、下表により参照されたい。

第27表 災害復旧特別融資実績 (単位1,000円)

年度	件数	金額	1件当り金額	備考	年度	件数	金額	1件当り金額	備考
25	4,649	222,183	47	ジェーン台風	32	361	50,810	140	豪雨禍
27	83	51,510	670	豪雨禍	33	58	2,470	42	同上
28	63	19,900	315	13号台風	34	24	606	25	同上
29	4	1,000	250	同上	35	14	283	20	同上

(備考) 大阪府商工部金融課「中小企業金融統計」。

V 大阪府中小企業信用保証協会

協会の設立

大阪府下の中小企業者はきわめて多数であるところから、とくにかれらの金融の円滑化を図るために、信用保証業務を行なうことを目的として、23年10月26日大阪府中小企業信用保証協会の設立許可を得、11月1日市内南区順慶町の商工組合中央金庫大阪支所3階に事務所を設置し、創業の第一歩を踏み出した。

当時はまだ保証協会の認識が中小企業に浸透せず、また銀行の協力もあまり得られず、その業績は保証承諾額1億7,000万円であったが、本府は協会発足以来出捐金、長期貸付金等による強力な財政援助を行なって、その育成強化に努めたのである。

協会の推移

24年度には、前年度の保証実績の5倍に増加し、ついで翌25年は朝鮮戦争勃発の年で、急激な物資需要に伴い、中小企業の生産の増強を刺激し、その結果資金需要が増大したので、資金貸出について保証を利用するものが多くなり、保証実績は32億8,000万円、26年度には42億円になり、この間本府からの出捐金も3億2,500万円、長期借入金は1億8,200万円に達し、ここに協会運営の最初の基盤を築くことになった。

社団法人をもって出発した本協会も、大阪市信用保証協会同様、前述のような諸般の事情により、財団法人への改組を余儀なくされ、また大蔵省の勧奨もあり、25年12月1日から財団法人として業務を開始し、

事務所を東区南本町5丁目に移転した。

26年6月朝鮮戦争の休戦とともに、金融引締策、貿易改善策等の緊縮政策の実施による不況の波を受けるようになり、ここに保証協会の補完機能についての認識は一段と深まるに至った。27、28年度の保証承諾額はそれぞれ60億円、64億円はそれを物語っている。一方中小企業の没落による代位弁済の漸増も見逃すことはできない。

28年8月信用保証協会法の制定があり、財団法人であった当協会もまた29年5月28日に組織変更の認可を受け、6月1日から特殊法人として再出発した。

29年度末には5億5,000万円であった代位弁済残高も、31年度末には3億5,000万円に減少し、協会の業績も徐々に好転してた。しかし32年3月を契機としていわゆるなべ底景気になり、中小企業の金融はまた困難に見舞われた。これに対して当協会は、一方においては金融機関からの出捐金の増額を依頼し、他方においては本府から3億円の短期資金、政府から7,200万円の資金を借入れ、これらを保証原資として保証による金融の円滑化に努力した。また32、33年度には政府が国家資金30億円を全国の保証協会に注入したが、当協会はそのうち2億5,400万円を借りることができた。次に定款のうち総則と業務を掲げることにする。

大阪府信用保証協会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 本協会は、大阪府下の中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために信用保証業務を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本協会は、大阪府中小企業信用保証協会という。

(事務所)

第3条 本協会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(定款の変更)

第4条 この定款は、理事会の議決をもって変更することができる。

- 2 前項の議決は、理事の過半数が出席し、その3分の2以上の同意によってしなければならない。

(公告)

第5条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示し、且つ大阪市において発行する産業経済新聞に掲載して行う。

第2章 業 務

(業務)

第6条 本協会は、第1条の目的を達するために左の業務を行う。

- 1 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
 - 2 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
 - 3 銀行その他の金融機関が、中小企業金融公庫の委託を受け、又は国民金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証したこととなる債務の保証
 - 4 前各号に掲げる業務に附随し、本協会の目的を達するために必要な業務
- 2 前項において「中小企業者等」とは大阪府下において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う中小規模の事業者又はそれ等の者をもって組織する事業協同組合、事業協同組合連合会若しくは企業組合又は調整組合をいい、「給付」とは、相互銀行法第2条第1項第1号の契約に基く給付をいう。

(保証債務の総額の最高限度)

第7条 前条第1項第1号から第3号までに掲げる業務による保証債務の総額が保証基金の額の15倍をこえることとなる場合には、新たに保証契約をしないものとする。

- 2 前項において「保証基金の額」とは、左の各号に掲げる額の合計額をいう。

- 1 前事業年度末（第1事業年度においては、組織変更のとき）における

本協会の資産の総額

- 2 地方公共団体その他の者から当該事業年度において出えんを受けた額
- 3 地方公共団体その他の者から、本協会の保証債務履行のための資金として貸付を受けた額 但し、その貸付はその期限が当該事業年度末から2年以上のものに限る。
- 4 地方公共団体その他の者が、本協会の保証債務の履行による、損失の全額につき一定の額を限度として補償することを約したときは、その限度額

協会の事業 当協会の事業は、金融機関に対する中小企業の信用補完によって、かれらに金融の融通を図り、そして健全な振興発展を企図せんとするものである。なお一言加えると、本府が行なっている中小企業金融対策に対して（事業協同組合に対する年末特別融資を除く）信用保証を行なっているのが本協会である。以下信用保証事業について述べることにするが、保証の申込資格は35年度末現在、資本金または出資金 5,000 万円以下従業員 300 人以下（商業又はサービス業は、資本金 1,000 万円以下、従業員50人以下）の会社、個人あるいは組合である。

信用保証

- (1) 一般融資保証（商業手形割引極度保証を含む）

銀行その他の金融機関から中小企業が、資金の貸付、手形の割引または給付を受ける場合、その保証を行なう。

保証限度額 2,000万円（組合は3,000万円）但しこの限度額は、他の保証と合算する。

資金の用途 事業経営に必要な運転資金または設備資金

保証期間 金融機関の貸付期間による

担保・保証人 不動産・動産（有価証券・機械等）、その他による担保が必要。連帯保証人2名（組合の場合は理事全員）

貸付利率 取扱金融機関の定めによる

返済方法 原則として取扱金融機関の定めによる

六四

第28表 大阪府中小企業信用保証協会保証状況 (単位1,000円)

年度	保証申込			保証承諾			承諾率			代位弁済			保証現在高		
	件数	金額	1件 指数 当り	件数	金額	1件 指数 当り	件数 %	金額 %	1件 指数 当り	件数	金額	1件 代弁 率	件数	金額	指数
23	1,231	537,959	12	449	172,835	5	385	36.5	32.1	—	—	—	431	155,854	7.3
24	2,796	1,363,057	30	2,420	884,723	27	366	86.6	64.9	111	33,775	3.8	1,514	547,474	26
25	12,462	4,598,602	100	369	3,276,619	100	283	93.0	71.3	236	95,497	2.9	8,817	2,127,281	100
26	11,160	6,575,018	143	589	4,198,106	128	459	82.0	63.8	1,942	178,617	4.3	6,608	2,455,747	115
27	13,633	8,766,251	191	643	5,972,120	182	518	84.6	68.1	1,518	240,273	4.0	7,998	3,854,166	181
28	12,946	9,016,448	196	696	6,361,696	194	569	86.4	70.6	1,019	338,768	5.3	8,362	4,596,802	216
29	13,245	8,148,258	177	615	5,652,141	173	475	89.9	69.4	1,049	337,468	6.0	9,206	4,574,546	215
30	15,839	9,350,098	203	590	6,244,083	191	445	88.7	66.8	1,106	246,366	4.0	9,867	5,105,681	240
31	13,775	7,840,762	171	569	5,649,692	172	447	91.8	72.1	767	166,893	3.0	10,859	4,864,301	229
32	16,181	10,466,780	228	647	7,435,322	227	513	89.6	71.0	989	196,173	2.6	14,524	6,857,963	322
33	20,464	12,525,230	272	612	9,234,082	282	505	89.4	73.7	1,222	236,002	2.6	19,528	8,788,711	413
34	45,254	16,668,104	362	368	13,442,903	410	309	96.3	80.7	1,825	353,976	2.6	27,541	10,089,938	474
35	53,107	21,473,679	467	404	17,561,692	536	347	95.4	81.8	2,246	466,731	2.7	35,440	13,593,228	639

(備考) 大阪府商工部金融課調べ。

(2) 商業手形割引あっ旋保証

信用ある取引先の商業手形を持ちながら、金融機関からその手形の割引を受けることの困難な中小企業に対し、簡易迅速に割引のあっ旋をし、その保証を行なう。

保証限度額 保証合計 300 万円

資金の使途 運転資金

保証期間 手形の支払期日まで

担保・保証人 担保不要。申込人が個人の場合は、連帯保証人 1 名、法人の場合は、更に代表者個人が連帯保証人となること。

貸付利率 日歩 2 銭 3 厘以内

返済方法 手形の支払期日に返済

なお本保証は、35年から実施された。

(3) 商業手形割引簡易保証

銀行と相当長期の取引がある中小企業に対し、銀行を通じて商業手形割引の保証を簡易迅速に行なう。

保証限度額 保証合計額 700 万円

資金の使途 運転資金

保証期間 手形の支払期日まで

担保・保証人 担保は不要。申込人が個人の場合は、連帯保証人 1 名。法人の場合は、更に代表者個人が連帯保証人になること。

貸付利率 取扱金融機関の定めによる

返済方法 手形の支払期日に返済

本協会の業績は前頁の表のとおりである。

VI 大阪府商品融通株式会社

設 立 目 的 中小企業に対する政府や公共団体の融資は、主として不動産を担保としているが、業種によっては、その手持ちの商品を担保とする金融を望むものもある。そこでこれらの業種を対象として、本府内において事業を営む中小企業を対象とし、

その所有する商品を担保として（倉荷証券）、その繋ぎ資金を供給する目的で、28年11月5日から営業を開始した。

本会社は、自己資金3,000万円と、本府から同会社取引銀行に対する貸付金3,000万円を、営業資金として業務を行なっている。

借受人の資格 本府内において事業を営む中小企業
貸付の条件 者（資本金1,000万円以下、従業員300名以下の
会社、団体またはそれに準ずる個人）

貸付金額 原則として300万円以内

貸付期間 原則として60日以内

貸付利率 日歩3銭5厘ないし7銭

担 保 市場性ある確実な商品を指定倉庫（住友・三菱）に寄託し、その倉荷証券（裏書譲渡のあるもの）を差入れること。市場性のある確実な有価証券

融 資 額 担保品の査定価格を基準とし、その比率は原則として下記による。

一流銘柄品にして価格の変動の少ないもの。査定価格の6割5分以下

その他のもの 査定価格の5割5分以下

当会社の貸付実績は、次のようになっている。

第29表 大阪府商品融資株式会社実績 (単位1,000円)

年度	件数	金額	1件当り金額	年度	件数	金額	1件当り金額
28	277	286,159	1,033	32	1,720	1,608,038	934
29	1,058	1,068,295	1,009	33	1,326	1,133,073	854
30	1,452	875,022	602	34	960	807,982	841
31	1,413	874,340	618	35	943	942,931	999

(備考) 大阪府商工部金融課「事務事業概要書」35年版。

主 要 参 考 文 献

- 中小企業と金融 大蔵省銀行局特殊金融課編 31年3月
中小金融機関論入門 森静朗著 40年8月
朝日経済年史(20~30年版)朝日新聞社経済部編
中小企業金融実態調査 中小企業庁振興部調査公報課編
中小企業金融統計(41年版)大阪府商工部金融課編
中小企業金融関係統計 大阪市経済局金融課編 37年10月
中小企業金融公庫10年史 同公庫発行 39年11月
商工組合中央金庫20年史 同金庫調査部編 35年3月
住友銀行史 同史編纂委員会編 30年11月
事務事業概要書(29, 31, 34, 35年版)大阪府商工部金融課
事業概要(27, 29~36年版)大阪市経済局編
中小企業信用保険公庫月報「中小企業信用保険制度10年の歩み」 中小企業
信用保険公庫編 35年12月
信用保証協会談本 全国信用保証協会連合会事務局発行 39年8月
大阪府中小企業信用保証協会10周年誌 同協会編 33年11月
大阪市信用保証協会20年史 同20年史編集委員会編 37年10月
(付) 本稿をしたためるにあたって、大阪市役所、大阪府庁の方々、とくに
大阪府商工部金融課の三木弘幸係長には種々御教示をいただいた。厚く御
礼を申し上げます。